

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
	<ul style="list-style-type: none"> ・琵琶湖の水位上昇に伴う水害は流域治水において、どのような位置づけになっているのか。 (水政課) : 琵琶湖についても、河川・水路等のひとつとして同様に扱います。ただし、琵琶湖浸水については、土地利用・建築に関して、浸水特性を踏まえた固有の対応も必要と考えており、規制の態様については、条例検討の過程において具体化を進めます。 ・一般の方にも理解してもらうために、専門用語の解説があった方がよい。 (監理課) : ご指摘のとおり、用語の解説を作成します。 ・「はじめに」では、県民、事業者、行政(市町・県・国)に対して「みんなで協力して流域治水を進めていきましょう」という呼びかけが必要。 (環境政策課) : 現時点では、はじめにの内容は用意できていませんが、ご意見のとおりであると考えています。 ・同じことが何度もかかれていて、全体としても長すぎる。もっと要約されては。 (大津土木) : ご指摘に基づき見直します。 ・「新たな条例を制定等により土地利用・建築の規制を行い、・・・」とあり、P26第四章5.(2)の基本条例においても「建築・土地利用規制の区域指定」との記載がある一方で、P20において、第四章3(3)2)の表-4においては、「建築基準法第39条に基づく・・・建築規制を行う。」とあり、その位置づけ、関連を明確にしていきたい。県下特定行政庁から規制の方法、規制の主体等について照会が多数寄せられていることから、また、基本方針により決定する前に情報が欲しい旨要望も多い。 (建築指導室) 	

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
	<p>: 200 年確率で 3m 以上, 2.5m³/s² 以上の浸水が生じる箇所については、人命保護のための建築規制が必要であり、建築基準法第 39 条の活用を前提としております。建築基準法第 39 条に基づく規制の態様については、①滋賀県建築基準条例、あるいは、②その他の条例、で定めることが考えられます。法の趣旨、あるいは、対水害を考慮した建築規制のあるべき姿に照らして、①あるいは②のどちらの方法で規制することが適切なのかについては、貴課(室)とも十分に協議し検討していきたいと考えております。</p> <p>また、10 年確率で 0.5m 以上の浸水が生じる箇所では、生活再建が困難となる被害を回避するため、新たな市街化を抑制することを考えております。この態様についても、都市計画法の主旨を踏まえて、県条例にて具体的に定めていくこととしております。</p> <p>上記を踏まえて、修正します。</p>	

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>■第一章 流域治水の概念と基本方針の位置づけ</p> <p>1. 流域治水の概念</p> <p>近年、全国的に水害が頻発しています。特に最近では、気候変動やライフスタイルの変化なども要因となり、<u>外力</u>は増大し被害構造も変化してきています。</p> <p>一方、河川や洪水調整地など治水施設の整備は、投資余力の減少などによりその進捗が鈍化する傾向にあります。また、一定規模での施設整備が完成した場合にも、その整備水準を超える洪水が発生することは否定できません。むしろ、気候変動の影響により<u>外力</u>は増大し、現在の治水安全度が著しく低下する可能性も指摘されています(水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方について、社会資本整備審議会答申、2008)。</p> <p>このような状況をふまえ、滋賀県では、「<u>どのような洪水に対しても</u>、人命を守り、壊滅的な被害を防ぐためには、どのように対応すべきか」という視点から治水政策を再検証することとしました。数年間に及ぶ調査検討の結果、これからの治水政策では、「川の中の対策」だけでは抑えきれない洪水があることをこれまで以上に意識したうえで、「川の中の対策」だけではなく「川の外の対策」をも並行し、自助・共助・公助が一体となってハード・ソフトのあらゆる手段を総合的に講じることが重要であると強く認識するに至りました。</p> <p>これらの認識を踏まえ、ここに滋賀県は、県内で推進する流域治水を次のように定義します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近年、最近とは具体的に何年を指すのか不明。「特に最近では」を削除。 (耕地課) : ご指摘のとおり修正します。 ・ ライフスタイルの変化と外力の増大とは関係するのでしょうか。 (琵琶湖河川事務所) : ご指摘に基づき、誤解の生じない表現に修正します。 ・ 各種基準「例」都市計画法に基づく開発行為に関する技術基準滋賀県土木交通部住宅課」では、調節池との記載をしており、調整池に修正。 (住宅課) : ご指摘のとおり修正します。 ・ 外力とは何か。 (大津市) : 降雨によって生じる洪水流量や洪水位などを総称して「外力」と表現しています。理解していただけるよう用語解説を作成します。 ・ 「どのような洪水に対しても」の標記と以下の枠のなかでは「どのような洪水にあっても」となっているが、これでいいのか。 (大津市) : ご指摘に基づき、学識者部会や住民会議での記述に統一します。 	<p>■第一章 流域治水の概念と基本方針の位置づけ</p> <p>1. 流域治水の概念</p> <p>近年、全国的に水害が頻発しています。気候変動等による外力の増大(降雨特性の変化)やライフスタイルの変化なども要因となり、被害構造も変化してきています。</p> <p>一方、河川や洪水調整池など治水施設の整備は、投資余力の減少などによりその進捗が鈍化する傾向にあります。また、一定規模での施設整備が完成した場合にも、その整備水準を超える洪水が発生することは否定できません。むしろ、気候変動の影響により外力は増大し、現在の治水安全度が著しく低下する可能性も指摘されています(水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方について、社会資本整備審議会答申、2008)。</p> <p>このような状況をふまえ、滋賀県では、「<u>どのような洪水にあっても</u>、人命を守り、壊滅的な被害を防ぐためには、どのように対応すべきか」という視点から治水政策を再検証することとしました。数年間に及ぶ調査検討の結果、これからの治水政策では、「川の中の対策」だけでは抑えきれない洪水があることをこれまで以上に意識したうえで、「川の中の対策」だけではなく「川の外の対策」をも並行し、自助・共助・公助が一体となってハード・ソフトのあらゆる手段を総合的に講じることが重要であると強く認識するに至りました。</p> <p>これらの認識を踏まえ、ここに滋賀県は、県内で推進する流域治水を次のように定義します。</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
----------------	---------------	------------

どのような洪水にあっても、①人命が失われること避け(最優先)、②生活再建が困難となる被害を避けることを目的として、川の中の対策に加えて川の外の対策を、自助・共助・公助が一体となって総合的に進めていく治水

また本基本方針では、「川の外の対策」を図-1のように、「ためる(流域貯留対策)」・「とどめる(氾濫原減災対策)」・「そなえる(地域防災力向上対策)」に分類して、その考え方と方向性を示すこととします。

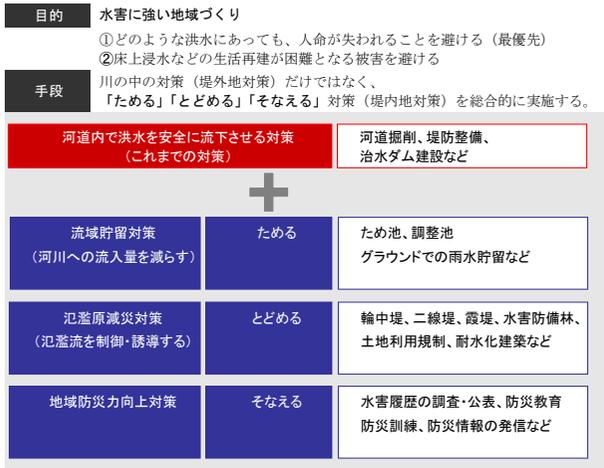


図-1 滋賀県における流域治水の目的と対策の分類

- ・「自助・共助・公助が一体となって総合的に進めていく治水」は文章としておかしいのでは。(大津土木)
: 地域の自助および共助と行政の公助が一体となって川の外の対策を総合的に進めていくものであります。ご指摘に基づき、文章を修正します。
- ・各対策を「ためる」、「とどめる」、「そなえる」、「ながす」の分類については、部分的に読むとどうしてその分類に入るのかがわかりにくくなっているため、十分な説明が必要と考えられる。特に、「ながす」については、図に位置づけられていないので、工夫が必要。P12(図-1)、P12「ながす」も同じ。(大津市)
: 「ながす」については、図-1の「これまでの対策」が該当しますので、「ながす」を図中に加えます。その他、新たに解説図を加えるなどにより分かりやすい表現に努めます。

どのような洪水にあっても、①人命が失われることを避け(最優先)、②生活再建が困難となる被害を避けることを目的として、自助・共助・公助が一体となって、川の中の対策に加えて川の外の対策を、総合的に進めていく治水

また、本基本方針では、「川の外の対策」を図-1のように、「ためる(流域貯留対策)」・「とどめる(氾濫原減災対策)」・「そなえる(地域防災力向上対策)」に分類して、その考え方と方向性を示すこととします。

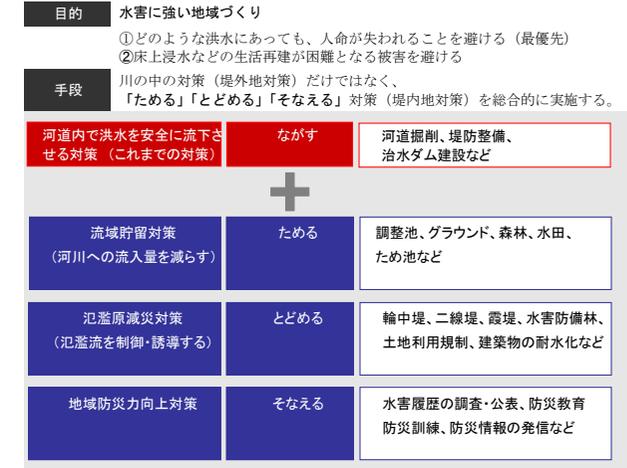


図-1 滋賀県における流域治水の目的と対策の分類

ながす 洪水をできるだけ川の外へ溢れさせないよう河川や水路等を整備する対策を言います。河道内に整備される洪水調節施設(ダムなど)も含まれます。

ためる(流域貯留対策) ため池、調整池、グラウンドでの

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>2. 滋賀県流域治水基本方針の位置づけ</p> <p>「川の中の対策」について、滋賀県は、各河川の均衡ある治水安全度の向上を図るべく、平成 20、21 年の 2 年間をかけて、「滋賀県の河川整備方針」を定め基本（長期）計画を示すとともに、現在の投資余力を踏まえ、中長期整備実施河川（今後 20 年間で整備すべき河川・区間、<u>A～D</u>ランク）を選定しました。これらの諸計画により、滋賀県が管理する各河川については、治水安全度の向上させる具体的な道筋が示されています。国においても、平成 19 年に淀川水系河川整備基本方針が、次いで平成 21 年には淀川水系河川整備計画が策定され、県内の国直轄河川に関する「川の中の対策」について具体的な整備内容が示されています。</p> <p>そのため、本基本方針では、「川の中の対策」に関する諸計画（河川管理者がその責任範囲で定める河川整備に関する計画）を所与の条件としつつ、<u>流域治水の立場</u>から、「川の中の対策」で付加的に実施すべき事項、および「川の外の対策」として実施すべき事項について、その概要と基本的方向を示すこととします。</p>	<p>・今後 20 年間で整備すべき河川・区間は A, B 河川のみであり A～D の表現は修正が必要。 (大津土木)</p> <p>: ご指摘に基づき誤解の無いように修正します。</p> <p>・流域治水の立場とは、具体的に何を示すのか。 (河港課)</p> <p>: どのような洪水にあっても人命が失われることを避けることを最優先として川の中の対策（所与）に加え川の外の対策を総合的に実施する立場を言っています。</p>	<p>雨水貯留など、河川や水路等への流入量をへらす対策を言います。</p> <p>どどめる（氾濫原減災対策） 輪中堤、二線堤、霞堤、水害防備林、土地利用規制、耐水化建築など、河川や水路等の整備水準を超える洪水により氾濫が生じた場合にも、まちづくりの中で被害を最小限に抑える対策を言います。</p> <p>そなえる（地域防災力向上対策） 防災訓練や防災情報の発信など、避難行動や水防活動など即時的判断を伴う災害対応をより強化する対策を言います。</p> <p>2. 滋賀県流域治水基本方針の位置づけ</p> <p>「川の中の対策」について、滋賀県は、各河川の均衡ある治水安全度の向上を図るべく、平成 20、21 年の 2 年間をかけて、「滋賀県の河川整備方針」を定め基本（長期）計画を示すとともに、現在の投資余力を踏まえ、中長期整備実施河川（<u>河川整備に優先的に取り組む河川・区間、A～D</u>ランク）の検討を行いました。これらの諸計画により、滋賀県が管理する各河川については、治水安全度を向上させる具体的な道筋が示されています。国においても、平成 19 年に淀川水系河川整備基本方針が、次いで平成 21 年には淀川水系河川整備計画が策定され、県内の国直轄河川に関する「川の中の対策」について具体的な整備内容が示されています。</p> <p>そのため、本基本方針では、「川の中の対策」に関する諸計画（河川管理者がその責任範囲で定める河川整備に関する計画）を所与の条件としつつ、<u>流域治水の立場</u>から、「川の中の対策」で付加的に実施すべき事項、および「川の外の対策」として実施すべき事項について、その概要と基本的方向を示すこととします。</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>■第二章 治水上の課題</p> <p>1. 滋賀県の河川特性</p> <p>滋賀県の周囲には県境をなす山地が続いているため、降った雨はほとんどが琵琶湖に注ぎ、瀬田川、淀川を通じて大阪湾に流出しています。岐阜県境に木曾川水系、福井県境に北川水系の河川がありますが、いずれも一級水系であることから、滋賀県には二級河川はありません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「流域治水の立場から、「川の中の対策」で付加的に実施すべき事項」とは具体的にどのような対策になるのでしょうか。(琵琶湖河川事務所) ・付加的に実施すべき事項とは何か。P14～P16には、川の中の対策を含む全てが記載されている。(河港課) <p>: 特にTランク河川の対応を指します。H. W. L. 以下の洪水だけでなく、整備水準を超える洪水に壊滅的な被害を回避するための局所的な堤防強化や樹林帯の整備等を言っています。具体的には、第四章1(3)に示す対策です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付加的に実施すべき川の中の対策や川の外の対策についても、河川管理者の責任の範囲で定める河川整備に関する計画(河川整備基本方針、河川整備計画)に位置付ける必要があるのではないのでしょうか。(琵琶湖河川事務所) <p>: 滋賀県河川整備基本方針では、氾濫流抑制施設の保全等により減災を図ることや、滋賀県が定める河川整備計画におきまして水害防備林や霞堤等の整備・保全などの減災対策も必要に応じて検討し実施していく旨の表記をしております。また、淀川水系河川整備計画においても、計画規模や施設能力を超える洪水への対応として、川の外の対策(例えば、水害に強いまちづくり)について位置付けていただいております。</p>	<p>■第二章 治水上の課題</p> <p>1. 滋賀県の河川特性</p> <p>滋賀県の周囲には県境をなす山地が続いているため、降った雨はほとんどが琵琶湖に注ぎ、瀬田川、淀川を通じて大阪湾に流出しています。岐阜県境に木曾川水系、福井県境に北川水系の河川がありますが、いずれも一級水系であることから、滋賀県には二級河川はありません。</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>淀川水系は、三重・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良の2府4県にまたがり、その流域面積は8,240km²（幹川流路延長は75.1km）ですが、このうち、琵琶湖流域は3,848km²であり、淀川全体の46.7%を占めています。県の面積に占める琵琶湖の流域面積は、95.8%です。瀬田川への流入河川を含めた、県の面積に占める淀川の流域は、98%を占めます。</p> <p>滋賀県の一級河川は509本（直轄13河川含む）あり、岐阜県境の木曾川水系藤子川1河川、福井県境の北川水系北川（天増川）、寒風川、椋川3河川の合計4河川を除くと、全て淀川水系となっています。一級河川のうち、直轄管理区間は13河川67.5km、指定区間は504河川（内4河川は湖沼）2,254.3kmあります。琵琶湖に直接流入する一級河川は118本（南湖32本、北湖86本）、また、瀬田川に直接流入する河川は12河川（洗堰上流6本、洗堰下流6本）あります。琵琶湖および瀬田川に直接流入する河川について、流路や流域別の河川数を表2-1に示します。</p> <p>琵琶湖を中心にして平地が広がり、その外側を分水嶺が取り囲む同心円状の構造をしている地勢から、指定区間延長は野洲川、安曇川の2河川を除くと全てが50km未満と短く急峻であり、洪水が起こりやすく渇水被害に見舞われやすいといった特徴があります。</p> <p>また、水源山地の地質条件と相まって、大量の土砂流出のため、天井川が多いのも特徴で、代表的なものに草津川、家棟川、姉川（高時川）、百瀬川などがあり、これらの河川の下を国道や河川が隧道、カルバートにより横断しています。</p> <p>地域的に見ると、<u>湖南・湖東地方</u>では野洲川、日野川、愛知川等の大河川が東西方向に幹川を延ばし、<u>湖北地方</u>では姉川、高時川、余呉川等の大河川が南北方向に幹川を延ばして</p>	<p>・文章表現の改善または数字の精査が必要。（環境政策課） ：ご指摘に基づき、確認します。</p> <p>・地質条件と何が相まっているのか不明確。（琵琶湖河川事務所） ：前述の地形特性との意味ですが、ご指摘に基づきわかりやすく修正します。</p> <p>・同ページ、29行では、「姉川、高時川」となっており、統一すべき。（環境政策課） ：ご指摘のとおり修正します。</p> <p>・「湖南・湖東地方」等については「地域」の方が良い。（耕地課）</p>	<p>淀川水系は、三重・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良の2府4県にまたがり、その流域面積は8,240km²（幹川流路延長は75.1km）ですが、このうち、琵琶湖流域は3,848km²であり、淀川全体の46.7%を占めています。瀬田川への流入河川を含めた、県の面積に占める淀川の流域は、98%を占めます。</p> <p>滋賀県の一級河川は509本（直轄13河川含む）あり、岐阜県境の木曾川水系藤子川1河川、福井県境の北川水系北川（天増川）、寒風川、椋川3河川の合計4河川を除くと、全て淀川水系となっています。一級河川のうち、直轄管理区間は13河川67.5km、指定区間は504河川（内4河川は湖沼）2,254.3kmあります。琵琶湖に直接流入する一級河川は118本（南湖32本、北湖86本）、また、瀬田川に直接流入する河川は12河川（洗堰上流6本、洗堰下流6本）あります。</p> <p>琵琶湖を中心にして平地が広がり、その外側を分水嶺が取り囲む同心円状の構造をしている地勢から、指定区間延長は野洲川、安曇川の2河川を除くと全てが50km未満と短く急峻であり、洪水が起こりやすく渇水被害に見舞われやすいといった特徴があります。</p> <p>また、これらの地形特性と水源山地の地質条件が相まって、<u>土砂流出が起こりやすく、天井川が多く形成されています。</u>代表的なものに草津川、家棟川、姉川、高時川、百瀬川などがあり、これらの河川の下を国道や河川が隧道、カルバートにより横断しています。</p> <p>地域的に見ると、<u>湖南・湖東地域</u>では野洲川、日野川、愛知川等の大河川が東西方向に幹川を延ばし、<u>湖北地域</u>では姉</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>います。<u>湖西地方</u>の代表的な河川としては安曇川があり、多くは比良山地から流路の短い小河川が東西方向に分布しています。</p> <p>琵琶湖に流入する一級河川 118 河川の内、指定区間延長が 10.0km 以下および流域面積 20k m²以下の小規模な河川が、全体の 80%を占めています(図表追加)。また、流域の平均幅が 1.5km 以下、<u>流域の形状係数が 0.4 以下</u>の河川が全体の約半数を占め、細長い流域形状を持った河川が多いことも特徴の一つです(図表追加)。一方、県の土地利用・交通網の特徴として、琵琶湖線、湖西線、北陸本線の鉄道網や国道等幹線道路が、琵琶湖から概ね 5km 以内に位置することから、これらを中心に町が発展しており、小規模な河川は琵琶湖周辺の市街化区域等の重要な地域の排水を担っています。</p> <p>2. 気候変動による外力の増加</p> <p>近年、局地的な集中豪雨が頻発し、その影響を受けやすい流域面積が比較的小さい<u>中小河川における洪水や土砂災害が多く発生しています。</u></p>	<p>: ご指摘のとおり修正します。</p> <p>・流域の形状係数が 0.4 以下とはどのようなことか。 (大津市)</p> <p>: 流域の形状係数は、流域の形状を数量的に表すもので流域形状係数 $F = A / L^2$ (A: 流域面積, L: 河川長) で表され、$1 / F$ が大きければ細長い流域で、小さければ幅広の流域といえます。0.4 以下の形状係数とは細長い流域形状であることを示しています。ご指摘の主旨を踏まえ解析・図表により分かりやすくする工夫をします。</p> <p>・「外力の増加」は堅い。 (大津土木)</p> <p>: 降雨によって生じる洪水流量や洪水位などを総称して「外力」と表現しています。理解していただけるよう用語解説を作成します。ご指摘のとおり表現が堅いですが、「外力」という言葉もちいる方がイメージしていただき易いと考えられるため、案のとおりとします。</p> <p>・各文で内容の重複が多い。もっと短く整理されては。 (大津土木)</p> <p>: ご指摘に基づき修正します。</p> <p>・「中小河川における洪水や土砂災害が多く発生している」と言い切れるのか。 (大津市)</p> <p>: 全国的にみても集中豪雨やゲリラ豪雨により大河川よりも中小河川の災害が頻発していることは明らかです。例えば、社会資本整備審議会(総合的な豪雨災害対策の推進について(提言)平成17年4月)などでも同様の指摘がなされてい</p>	<p>川、高時川、余呉川等の大河川が南北方向に幹川を延ばしています。<u>湖西地域</u>の代表的な河川としては安曇川があり、多くは比良山地から流路の短い小河川が東西方向に分布しています。</p> <p>琵琶湖に流入する一級河川 118 河川の内、指定区間延長が 10.0km 以下および流域面積 20k m²以下の小規模な河川が、全体の 80%を占めています。また、流域の平均幅が 1.5km 以下、流域の形状係数が 0.4 以下の河川が全体の約半数を占め、細長い流域形状を持った河川が多いことも特徴の一つです(図表追加)。一方、県の土地利用・交通網の特徴として、琵琶湖線、湖西線、北陸本線の鉄道網や国道等幹線道路が、琵琶湖から概ね 5km 以内に位置することから、これらを中心に町が発展しており、小規模な河川は琵琶湖周辺の市街化区域等の重要な地域の排水を担っています。</p> <p>2. 気候変動による外力の増大</p> <p>近年、局地的な集中豪雨が頻発し、その影響を受けやすい流域面積が比較的小さい中小河川における洪水や土砂災害が多く発生しています。</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>地球温暖化にともなう気候変動により、集中豪雨の頻発化や台風の大規模化、渇水の深刻化など、過去の統計や経験が通用しなくなる事態が生じることが予想されており、水害や土砂災害等の頻度や規模の増大による壊滅的な被害の発生や渇水の深刻化による被害の拡大が懸念されています。</p> <p>国が予測した気候変動による100年後の降水量の変化は、現在のおおむね1.1倍から1.3倍、最大で1.5倍程度を見込むことが妥当とされており、将来の降水量の増加により現在の治水安全度は著しく低下し、浸水やはん濫の危険性が増大することが予想されています。〔水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方について〕, 社会資本整備審議会答申, 2008)</p> <p>たとえ治水施設が完成しても整備水準を超える洪水が発生する確率が増大しており、既存施設や計画されている治水施設のみで将来にわたって安全を守り続けることは極めて困難な状況になっています。(図表追加)</p> <p>3. 行政対応の現状と問題点 (1) 河川行政等の現状と問題点 (ながす・ためる) 滋賀県が管理する河川では、少なくとも10年確率降雨(50mm/hr相当)により想定される洪水を河道内で安全に流下させることを当面の目標として整備を進めています。10年確率降雨に対する河川の整備率は、ようやく半分を超えた程度(55.5%: H21年度末)で、県管理の全ての河川で同様の安全性を確保するためには、平成21年度の予算規模で今後1世紀程度の期間を必要とすることが分かっています。(図表追加)</p>	<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「過去の統計や経験が通用しない」とはどのようなことか。 (大津市) : 標記のような気候変動の影響により、過去の雨の降り方や水位の上がり方等をそのまま信じて活かすことが難しいような事態になってきたことをいいます。 ・「たとえ治水施設・整備水準を超える」は整備目標と改められたい。 (大津市) : ここでは整備目標ではなく、各整備段階での“施設能力”を指しているため、整備水準という表記で誤りはないと考えられますので案どおりとします。 ・ハード事業に限定した表記「河川行政等(河川整備)の現状と課題」にするべき。 (防災危機管理) : ご指摘のとおり修正します。 ・通常は、「100年」という表現。 (耕地課) : ご指摘のとおり修正します。 	<p>国が予測した気候変動による100年後の降水量の変化は、現在のおおむね1.1倍から1.3倍、最大で1.5倍程度を見込むことが妥当とされており、将来の降水量の増加により現在の治水安全度は著しく低下し、浸水やはん濫の危険性が増大することが予想されています。〔水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方について〕, 社会資本整備審議会答申, 2008)</p> <p>たとえ治水施設が完成しても整備水準を超える洪水が発生する確率が増大しており、既存施設や計画されている治水施設のみで将来にわたって安全を守り続けることは極めて困難な状況になっています。(図表追加)</p> <p>3. 行政対応の現状と問題点 (1) 河川行政等(河川整備)の現状と問題点 (ながす・ためる) 滋賀県が管理する河川では、少なくとも10年確率降雨(50mm/hr相当)により想定される洪水を河道内で安全に流下させることを当面の目標として整備を進めています。10年確率降雨に対する河川の整備率は、ようやく半分を超えた程度(55.5%: H21年度末)で、県管理の全ての河川で同様の安全性を確保するためには、平成21年度の予算規模で今後100年程度の期間を必要とすることが分かっています。(図表追加)</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>市町が管理する河川・水路(準用河川・下水道(雨水)・普通河川等)についても5年～10年確率降雨に対する整備が進められています。これらの県・市町による河川・水路の整備は、財政制約等からその進捗は鈍化してきています。</p> <p>また、琵琶湖も含め、滋賀県が管理する河川は、淀川水系の上流部に位置することから、下流域の治水施設の整備状況に配慮しながら治水施設の整備・運用を行わなければならないという制約もあります。</p> <p>ほ場整備については、整備を必要とする農地の8割を超える範囲が整備済みとなっており、ほ場整備と一体的に10年確率洪水に対応した農業用排水路の整備も順次進められています。ただし、農業用排水路については、ほ場内の洪水(10年確率)を一定時間内に排水する整備となっているため、計画の対象となる洪水では一時的に湛水することになります。</p> <p>このように、河川・水路等の整備目標やその進捗には限界</p>	<p>・ ()内の準用河川は前の河川ではないのか、下水道(雨水)を水路の中にもめるのはおかしいのではないかと整理が必要。 (大津市) :河川・水路のうちの河川に入るとのことですが、「河川・水路」は、これで一つの単語と捉えています。下水道の雨水幹線も、通常は開水路である場合が多いためここに含めています。</p> <p>・ 「これらの県・市町・・・」の文章は改行して始めるべきでは。 (大津市) :前文と連続する文章であり、前文に逆説の「が」を付けて連続で記載します。</p> <p>・ また、河川・水路の整備が鈍化している原因は、財政制約等で纏めてよいのか、人員問題なども考えた上での記述か。 (大津市) :財政制約等の「等」には、ご指摘の理由のほか、土地利用の高度化に伴う事業の長期間化など、地域特性に応じた用地取得の困難化など、地域特性に応じたいろいろな理由があると考えています。</p> <p>・ 「琵琶湖も含め・・・制約もあります。」とされているが、琵琶湖を含め、瀬田川洗堰より上流において具体的にどのような制約があるのか。滋賀県が管理する全ての河川が制約を受けている印象に取られる。制約があると考えられる瀬田川洗堰および瀬田川は国管理であり滋賀県が管理していない部分である。 (水政課) :琵琶湖流入河川の出発水位が固定化されるという点で制約を受けております。ご指摘の主旨を踏まえ誤解が生じないように修正します。</p>	<p>市町が管理する河川や水路(準用河川・下水道(雨水)・普通河川等)についても5年～10年確率降雨に対する整備が進められていますが、これらの県および市町による河川や水路の整備は、財政制約等からその進捗は鈍化してきています。</p> <p>ほ場整備については、整備を必要とする農地の8割を超える範囲が整備済みとなっており、ほ場の整備と一体的に10年確率洪水に対応した農業用排水路の整備も進められています。ただし、農業用排水路については、ほ場内の洪水(10年確率)を一定時間内に排水する整備となっているため、計画の対象となる洪水では一時的に湛水することになります。</p> <p>このように、河川や水路等の整備目標やその進捗には限界</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>がありますが、そのことが社会的に十分認識されているとは言えない状況にあります。</p> <p>滋賀県は、管理する一級河川（総延長約 2,200 km）において、河道内の樹木の繁茂や土砂堆積による河積の阻害などに逐次対処する責務がありますが、近年は、<u>慢性的に投資余力が減少する</u>中で、限られた予算・人員体制で対応しなければならない状況になっています。また、このことは市町が管理する河川・水路についても同じように言えます。</p> <p>築堤河川の堤防が決壊した場合には、<u>はん濫の大きなエネルギーや、はん濫による急激な水位上昇により</u>、家屋が破壊されるなどの壊滅的な被害が予想されます。このため、多くの天井川を有する滋賀県にとって、堤防の決壊をできる限り回避させることは差し迫った課題となっています。</p>	<p>・「<u>慢性的に資金余力が減少する</u>」とはどのようなことか。 （大津市） ：わが国の経済状況の影響等により、長年にわたり河川管理に係る予算の減少が余儀なくされている状況を指し、慢性的なことは、当事者にとって望ましくない状態が長引いているさまをいいます。</p> <p>・「<u>はん濫流の大きなエネルギーや、はん濫による急激な水位上昇により</u>」が正しい。（防災危機管理局・大津土木） ：ご指摘のとおり修正します。</p> <p>・<u>前回、掘込河川についても、被害が想定されることから、明記頂きたい旨意見を述べさせて頂きましたが、今回の修正案では、文章として反映されていないように思われます。</u> （甲賀市） ：前回の修正で、第 1 段落におきまして「滋賀県が管理する河川では、少なくとも 10 年確率降雨（50mm/hr 相当）により想定される洪水を河道内で安全に流下させることを当面の目標として整備を進めています。」とさせて頂きました。すなわち掘込河川につきましても、中長期河川整備計</p>	<p>がありますが、そのことが社会的に十分認識されているとは言えない状況にあります。</p> <p><u>琵琶湖も含め、滋賀県の河川は、淀川水系の上流部に位置することから、一部の河川については、下流域の治水施設の整備状況に配慮しながら整備を行うことが必要であります。</u>また、<u>唯一、琵琶湖から流れ出る瀬田川についても国が管理する洗堰の施設運用に関し、同様の制約があるだけでなく、洪水流入量に比べ瀬田川の流出能力はるかに小さいため琵琶湖水位の上昇に伴う洪水が発生するおそれがあります。</u></p> <p>滋賀県は、管理する一級河川（総延長約 2,200 km）において、河道内の樹木の繁茂や土砂堆積による河積の阻害などに逐次対処する責務がありますが、近年は、慢性的に投資余力が減少する中で、限られた予算と人員体制で対応しなければならない状況になっています。また、このことは市町が管理する河川や水路についても同じように言えます。</p> <p>築堤河川の堤防が決壊した場合には、<u>はん濫流の大きなエネルギーや、はん濫による急激な水位上昇により</u>、家屋が破壊されるなどの壊滅的な被害が予想されます。このため、多くの天井川を有する滋賀県にとって、堤防の決壊をできる限り回避させることは差し迫った課題となっています。</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>時代の経過とともに国民ニーズや産業構造が変化し、木材等林産物の国内生産が減少した結果、多くの人工林が適切に管理されずに放置され荒廃するようになりました。<u>中山間地域を中心に農地の耕作放棄地が増加してきており、水源かん養や貯留機能が損なわれつつあります。</u>河川計画はこれらの貯留機能を前提としています。森林や水田の貯留機能の劣化は、気候変動とともに、大洪水の頻発化を招く一因となります。</p> <p>グラウンド・駐車場や水田等による貯留効果について、安曇川・大戸川流域等で試算したところ、100年確率の洪水に対しては、これらの貯留効果はダムの調節効果の数%程度あることが確認されました。グラウンド・駐車場や水田等での貯留は、中小洪水に対する効果は認められる場合があるものの、河川計画の対象となるような大洪水に対する効果は限定的であることが分かっています。(図表追加)</p>	<p>画に基づき整備を進めていくことを示しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地の増加の原因に触れるべき。また、後段を独立させるべき。 (環境政策課) : ご指摘に基づき、修正します。 ・「低下」に修正するべきでは。 (建築指導室) : ご指摘のとおり修正します。 ・今回追加された意図が理解できません。必要ないのでは。効果が無いといっているようにもとれる。 (大津土木) : 今回追加したのは、「ためる」に関する現状整理がなされていないとのご指摘に対応するためです。ご指摘のとおり、グラウンド・駐車場や水田等の貯留効果は、河川計画の対象となる洪水には効果は限定的ですが、日常的に発生する中小洪水には効果が認められます。したがって、一概に効果が無いとは言っているわけではありません。 ・「水田等の現状での貯留効果」でないか。 (大津土木) : グラウンド等では30cmの貯留を、水田では15cmの貯留を想定して計算したものですので、現状以上の「ためる」対策を行った場合に数%程度ということです。誤解が生じないよう修正します。 ・これらの貯留効果はダムの調節効果の数%程度あることが確認されました。・・・限定的であることがわかっています。数%を評価しているのか限定的を強調しているのかわかりにくい。数%程度と確認されました。など、前後の趣旨が繋がるように修正してはいかがか。(大津市) 	<p>時代の経過とともに国民ニーズや産業構造が変化し、木材等林産物の国内生産が減少した結果、多くの人工林が適切に管理されずに放置され荒廃するようになりました。また、<u>農業従事者の高齢化等による労働力不足や鳥獣被害による生産性の低下などの理由により、中山間地域を中心に農地の耕作放棄が増加しています。</u>これらのような状況の変化から、<u>水源かん養や貯留機能が損なわれつつあります。</u>河川計画はこれらの貯留機能を前提としています。森林や水田の貯留機能の低下は、気候変動とともに、大洪水の頻発化を招く一因となります。</p> <p>既存のグラウンド・駐車場や水田等に新たな貯留機能を付加した場合の貯留効果について、安曇川・大戸川流域等で試算したところ、100年確率の洪水に対しては、これらの貯留効果はダムの調節効果の数%程度であることが確認されました。グラウンド・駐車場や水田等での貯留は、中小洪水に対する効果は認められる場合があるものの、河川計画の対象となるような大洪水に対する効果は限定的であることが分かっています。(表追加)</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>滋賀県や市町は、開発に伴い洪水調節池の設置を事業者に指導しています。しかしながら、ほとんどの調節池は私有財産であることなどから、治水計画上、その効果が見込まれていません。また、継続的な機能確保についても制度上十分に担保されていない状況にあります。</p>	<p>：グラウンド・駐車場や水田等の貯留効果は、河川計画の対象となる洪水には効果は限定的ですが、日常的に発生する中小洪水には効果が認められます。図表を追加し、意図をわかり易くします。</p> <p>・調節池は私有地であっても勝手に改変できないこととなっており、このような記述により今後の開発指導に支障がないのか危惧する。一方、P17の貯留機能の強化においては、「調整池の活用」「開発に対する雨水排水基準や開発指導要綱を設け、流下能力が不足する場合など必要に応じて流出抑制施設の設置を指導します。」との記載についての整合も図るべきと考えます。 (建築指導室)</p> <p>：ご指摘のとおり私有地であっても勝手に改変すべきではありませんが、現状として、継続的に十分な維持管理が行われていない施設が存在について表記しております。そのため第四章2.(2)貯留機能の強化では表-3におきましても、「設置および適正な維持管理」を役割分担として表記しております。</p> <p>・開発者が設置する施設は、通常「調整池」と呼ぶのでは。 (耕地課)</p> <p>：ご指摘のとおり修正します。</p> <p>・「滋賀県や市町は・・・ほとんどの調節池は私有財産」とあるが、大津市では開発に伴って設置される調整池は用地、施設共に帰属してもらい市で管理を行っている。(大津市)</p> <p>：大津市では市に帰属して適正管理しておられるとのことですので、ご指摘に基づき修正させていただきます。 また、どのような法的根拠等に基づきそのような処理が可能となっているのか勉強させてください。</p>	<p>滋賀県や市町は、開発に伴い洪水調整池の設置を事業者に指導しています。しかしながら、一部の調整池(大津市等は施設を帰属させ管理している)を除くと、多くの調整池は私有財産であることなどから、治水計画上、その効果が見込まれていません。また、継続的な機能確保についても制度上十分に担保されていない状況にあります。</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>資料1 これまでの河川政策について</p> <p>(1) 明治29年(1896年)河川法制定(近代河川制度の誕生)以降</p> <p>1) 明治18年の淀川洪水や明治29年の琵琶湖大洪水などに対する淀川上下流の治水対策として、河川法の制定とともに淀川改良計画を策定</p> <p>瀬田川の浚渫工事が実施されるとともに、琵琶湖水位の管理と下流淀川洪水時の洪水調節を目的とする南郷洗堰が設置され、昭和36年に現在の瀬田川洗堰を整備</p> <p>2) 昭和20年代から30年代には大きな水害が県内各地で発生。昭和28年の台風13号では、県内のほとんどの川の堤防が決壊。被災した河川では災害箇所^の復旧とともに、河道を拡幅する河川改修を実施</p> <p>(2) 昭和39年(1964年)河川法改正(治水と利水の体系的な制度整備)以降</p> <p>1) 琵琶湖総合開発事業(昭和47年度～平成8年度)により、琵琶湖洪水対策として湖岸堤や内水排除施設(排水ポンプ)の整備や、ダム、河川改修による河川整備を推進。並行して水道や工業用水道、かんがい施設の整備も推進</p> <p>2) 平成4年に瀬田川洗堰の操作規則が策定。洪水期には琵琶湖の水位をあらかじめ基準水位-0.2m(BSL-0.2m)または基準水位-0.3m(BSL-0.3m)に下げしておくことにより、琵琶湖の周辺の浸水被害を減少させるとともに、下流が洪水で危険な時の放流制限や全閉操作を明記</p> <p>(3) 平成9年(1997年)河川法改正(治水・利水・環境の総合的な制度整備)以降</p> <p>1) 河川法の目的に、これまでの治水、利水に加えて「河川環境の整備と保全」が追加されるとともに、河川整備計</p>	<p>・資料1では、主語(主体)が示されていません。(大津土木) : ご指摘に基づき、主体を追記します。</p>	<p>資料1 これまでの河川政策について</p> <p>(1) 明治29年(1896年)河川法制定(近代河川制度の誕生)以降</p> <p>1) 明治18年の淀川洪水や明治29年の琵琶湖大洪水などに対する淀川上下流の治水対策として、<u>国は</u>河川法の制定とともに淀川改良計画を策定</p> <p><u>国</u>により、瀬田川の浚渫工事が実施されるとともに、琵琶湖水位の管理と下流淀川洪水時の洪水調節を目的とする南郷洗堰が設置され、昭和36年に現在の瀬田川洗堰を整備</p> <p>2) 昭和20年代から30年代には大きな水害が県内各地で発生。昭和28年の台風13号では、県内のほとんどの川の堤防が決壊。被災した河川では<u>河川管理者</u>により災害箇所^の復旧とともに、河道を拡幅する河川改修を実施</p> <p>(2) 昭和39年(1964年)河川法改正(治水と利水の体系的な制度整備)以降</p> <p>1) 琵琶湖総合開発事業(昭和47年度～平成8年度)により、<u>国、水資源開発公団</u>および県は、琵琶湖洪水対策として湖岸堤や内水排除施設(排水ポンプ)の整備や、ダム、河川改修による河川整備を推進。並行して水道や工業用水道、かんがい施設の整備も推進</p> <p>2) 平成4年に<u>国は関係機関との調整のもと</u>、瀬田川洗堰の操作規則を策定</p> <p>洪水期には琵琶湖の水位をあらかじめ基準水位-0.2m(BSL-0.2m)または基準水位-0.3m(BSL-0.3m)に下げしておくことにより、琵琶湖の周辺の浸水被害を減少させるとともに、下流が洪水で危険な時の放流制限や全閉操作を明記</p> <p>(3) 平成9年(1997年)河川法改正(治水・利水・環境の総合的な制度整備)以降</p> <p>1) <u>国</u>は河川法の目的に、これまでの治水・利水に加えて「河川環境の整備と保全」が追加されるとともに、河川整</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>画制度を導入</p> <p>2) 住民の意見を聴く「川づくり会議」や、有識者等から意見を聴く「淡海の川づくり検討委員会」を設置し、県内の河川整備計画を策定</p> <p>3) 河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮し、併せて美しい自然景観を保全あるいは創出するため、「多自然型川づくり」を推進</p> <p>4) 琵琶湖周辺で産卵・生育する魚類を保護するため、急激な水位変動を抑えた弾力的な瀬田川洗堰の操作を実施</p> <p>(4) 近年の状況</p> <p>1) 平成 16 年は台風が多数上陸し、新潟・福島豪雨災害、福井豪雨災害、京都府由良川水害など、治水施設の計画規模を超えた洪水による水害や土砂災害が頻発</p> <p>2) この一連の災害では、高齢者や障害者など災害時要援護者の被災が相次ぎ、地域防災力の低下といった課題が顕在化</p> <p>3) このような課題に対応するため、平成 17 年に水防法が改正され、浸水想定区域の指定対象を主要な中小河川に拡大するとともに、洪水ハザードマップ等による周知措置の徹底や、中小河川における洪水情報の充実等を実施</p> <p>県は、日野川や野洲川などの 7 河川を洪水予報河川に、愛知川、安曇川などの 6 河川を水位周知河川にそれぞれ指定し、洪水情報の発信や浸水想定区域の指定・公表を進め、市町は、当該河川の洪水ハザードマップを順次作成・配布し、円滑な避難対策の推進に尽力</p> <p>4) 平成 19 年 5 月に公表された気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の第 4 次評価報告書では、地球温暖化などの影響から、集中豪雨の激化や台風の大型化という現象が高い信頼度で予想され、水害や土砂災害等が頻発・激甚化すると懸念を指摘。</p>	<p>・「琵琶湖周辺で産卵・生育する魚類を保護するための環境に配慮した瀬田川洗堰試行操作を実施」と適正な表現に修正。 (琵琶湖河川事務所)</p> <p>: ご指摘のとおり修正します。</p> <p>・新潟・福島豪雨災害、福井豪雨災害については(梅雨)前線による豪雨であることから読み違えないよう表現を適正化。 (琵琶湖河川事務所)</p> <p>: ご指摘に基づき修正します。</p>	<p>備計画制度を導入</p> <p>2) <u>滋賀県</u>は、住民の意見を聴く「川づくり会議」や、有識者等から意見を聴く「淡海の川づくり検討委員会」を設置し、県内の河川整備計画を策定</p> <p>3) <u>国および県</u>は、河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮し、併せて美しい自然景観を保全あるいは創出するため、「多自然型川づくり」を推進</p> <p>4) <u>国</u>は、琵琶湖周辺で産卵・生育する魚類を保護するための環境に配慮した瀬田川洗堰試行操作を実施</p> <p>(4) 近年の状況</p> <p>1) 平成 16 年は台風が多数上陸 前線による新潟・福島豪雨災害、福井豪雨災害、台風 23 号による京都府由良川水害など、治水施設の計画規模を超えた洪水による水害や土砂災害が頻発</p> <p>2) この一連の災害では、高齢者や障害者など災害時要援護者の被災が相次ぎ、地域防災力の低下といった課題が顕在化</p> <p>3) このような課題に対応するため、平成 17 年に水防法が改正され、浸水想定区域の指定対象を主要な中小河川に拡大するとともに、洪水ハザードマップ等による周知措置の徹底や、中小河川における洪水情報の充実等を実施</p> <p>滋賀県は、日野川や野洲川などの 7 河川を洪水予報河川に、愛知川、安曇川などの 6 河川を水位周知河川にそれぞれ指定し、洪水情報の発信や浸水想定区域の指定・公表を進め、市町は、当該河川の洪水ハザードマップを順次作成・配布し、円滑な避難対策の推進に尽力</p> <p>4) 平成 19 年 5 月に公表された気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の第 4 次評価報告書では、地球温暖化などの影響から、集中豪雨の激化や台風の大型化という現象が高い信頼度で予想され、水害や土砂災害等が頻発・激甚</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>5) 平成 20 年 6 月社会資本整備審議会の「水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方について」の答申では、増大する外力への対応(洪水対策)については、「河川で安全を確保する治水政策」に加え、「流域における対策で安全を確保する治水政策」を重層的に行うべきであるとされたところ</p> <p>6) 平成 20 年の夏は短時間強雨(ゲリラ豪雨)が全国各地で発生。 滋賀県においても、7月18日長浜市において1時間84mmの短時間強雨により、米川周辺の市街地を中心に家屋や店舗など11戸が床上浸水、203戸が床下浸水</p> <p>7) 国の河川整備計画に関する動きとして、平成19年8月に淀川水系河川整備基本方針が策定され、「下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わない」ことを明記。 平成21年3月に淀川水系河川整備計画を策定 県の河川整備計画に関しては、川づくり会議を再開するなど早期の策定に向けた取り組みを進めている。</p>	<p>・「付近での」は必要ない。(防災危機管理局) : ご指摘のとおり修正します。</p> <p>・事例を示さなくても、十分文意は伝わる。また、事例として特筆すべき根拠、理由が不明のため削除されたい。(耕地課) : 本基本方針において、流域治水の観点から重要な施設が失われた経緯・背景を示すことは重要です。これらを明らかにすることで、広く関係者間での課題共有を図ることが可能と考えます。もちろん、その当時には、地元や関係部局との調整のうえで適正に事業実施されていることは、十分</p>	<p>化すると懸念を指摘。</p> <p>5) 平成 20 年 6 月社会資本整備審議会の「水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方について」の答申では、増大する外力への対応(洪水対策)については、「河川で安全を確保する治水政策」に加え、「流域における対策で安全を確保する治水政策」を重層的に行うべきであるとされたところ</p> <p>6) 平成 20 年の夏は短時間強雨(ゲリラ豪雨)が全国各地で発生。 滋賀県においても、7月18日長浜市において1時間84mmの短時間強雨により、米川周辺の市街地を中心に家屋や店舗など11戸が床上浸水、203戸が床下浸水</p> <p>7) 国の河川整備計画に関する動きとして、平成19年8月に淀川水系河川整備基本方針が策定され、「下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わない」ことを明記。 国は、平成21年3月に淀川水系河川整備計画を策定 滋賀県は河川整備計画に関して、川づくり会議を再開するなど早期の策定に向けた取り組みを進めている。</p>
<p>(2) 水害対策の観点から見たまちづくり行政等の現状と問題点(とどめる) 近年では、<u>附近での開発に伴い、その減災機能を失った霞堤が散見されます。また、ほ場整備事業の実施に伴い、整形田や大区画田での効率的な営農が求められた結果、霞堤が撤去されてしまった事例もあります。</u></p>		<p>(2) 水害対策の観点から見たまちづくり行政等の現状と問題点(とどめる) 近年では、開発に伴い、その減災機能を失った霞堤が散見されます。また、ほ場整備事業の実施に伴い、整形田や大区画田での効率的な営農が求められた結果、霞堤が撤去されてしまった事例も存在します。</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>また、安曇川や姉川、天野川などの沿川には二線堤が残されていますが、二線堤の開口部（普段は通行用に開放）を洪水時に締め切ることが地域で引き継がれていないなど、治水上有効な施設が十分機能していない状況となっています。</p> <p>滋賀県においては、古来より地域に暮らす知恵として土地利用や建築の工夫をすることで居住する家屋への甚大な被害を回避・軽減してきました（図表追加）。しかし近年では、水害リスクが高い箇所での無防備な開発も散見されており、甚大な被害の危険性が高まっています（図表追加）。</p> <p>土地利用や建築の工夫によって家屋への被害を回避するための法制度は、以前から用意されていましたが（資料-2）、県内の浸水実績の記録や水害リスク情報が不足していたため、その具体的な運用方法を示されていませんでした。このことなどが要因となり、現在に至るまでこれらの制度が十分に機能していない状況にあります。</p>	<p>理解しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載不要では。二線堤の洪水時の締め切りを、現在の状況において、地元が実施すべきことと考えているのか。 (大津土木) <p>：地元が実施すべきとは考えておりません。地元が（河川管理上支障ない範囲で）実施することができると理解しております。実際に、以前から治水施設として自主防災組織等で管理されている施設もあります。自分たちの地域を水害から守るため、自分たちでそのような施設を管理されることは、重要な自助・共助であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「無防備な開発」について、なぜこのような不穏当な表現にこだわるのか。「新たな立地」とか「宅地開発」でよいのでは。 (大津土木) <p>：水害リスクが高い箇所においても、一定の対策が採られれば、人命被害等を回避することが可能です。現実的にまちづくりの過程において一定の対策を採りながらお住まいになっている地域も存在します。ここで、「無防備に」を削除すると、危険箇所でのすべての開発に対して否定的な文意となってしまいます。</p>	<p>安曇川や姉川、天野川などの沿川には二線堤が残されていますが、二線堤の開口部（普段は通行用に開放）を洪水時に締め切ることが地域で引き継がれていないなど、治水上有効な施設が十分機能していない状況となっています。</p> <p>滋賀県においては、古来より地域に暮らす知恵として土地利用や建築の工夫をすることで居住する家屋への甚大な被害を回避・軽減してきました（図表追加）。しかし近年では、水害リスクが高い箇所での無防備な開発も散見されており、甚大な被害の危険性が高まっています（図表追加）。</p> <p>土地利用や建築の工夫によって家屋への被害を回避するための法制度は、以前から用意されていましたが（資料-2）、県内の浸水実績の記録や水害リスク情報が不足していたため、その具体的な運用方法を示されていませんでした。このことなどが要因となり、現在に至るまでこれらの制度が十分に機能していない状況にあります。</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>資料-2 土地利用や建築の工夫により被害を回避・軽減する法制度</p> <p>建設省事務次官通達 (昭和 34 年 10 月 27 日付) 風水害による建築物の災害防止について(概要)</p> <div data-bbox="91 395 741 552" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>建築基準法第 39 条に基づく災害危険区域の指定、特に低地における災害危険区域の指定を積極的に行い、区域内の建築物の構造を強化し、避難の施設を整備させること。</p> </div> <p>建設省都市局・河川局長通達 (昭和 45 年 1 月 8 日付) 都市計画法による市街化区域および市街化調整区域の区域区分と治水事業との調整措置等に関する指針について(概要)</p> <div data-bbox="91 746 741 1023" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>おおむね 60 分雨量強度 50mm 程度の降雨対象として河道が整備されないものと認められる河川のはんらん区域及び0.5m以上の湛水が予想される区域に該当する区域は、都市計画法施行令第 8 条第 2 号に規定する「溢水、湛水、津波、高波等による災害発生のおそれのある土地の区域」とみなし、原則として市街化区域に含めないものにする。</p> </div> <p>(3) <u>危機管理行政等の現状と問題点</u> (そなえる)</p> <p>大規模な災害では、広域かつ同時多発的に被害が発生することもあるため、行政がすべての被災地域へすぐさま支援を差し向けることができないことも想定されます。 洪水時に河川管理者・量水標管理者(国・県)から水防管</p>		<p>資料-2 土地利用や建築の工夫により被害を回避・軽減する法制度</p> <p>建設省事務次官通達 (昭和 34 年 10 月 27 日付) 風水害による建築物の災害防止について(概要)</p> <div data-bbox="1509 395 2159 552" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>建築基準法第 39 条に基づく災害危険区域の指定、特に低地における災害危険区域の指定を積極的に行い、区域内の建築物の構造を強化し、避難の施設を整備させること。</p> </div> <p>建設省都市局・河川局長通達 (昭和 45 年 1 月 8 日付) 都市計画法による市街化区域および市街化調整区域の区域区分と治水事業との調整措置等に関する指針について(概要)</p> <div data-bbox="1509 746 2159 1023" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>おおむね 60 分雨量強度 50mm 程度の降雨対象として河道が整備されないものと認められる河川のはんらん区域及び0.5m以上の湛水が予想される区域に該当する区域は、都市計画法施行令第 8 条第 2 号に規定する「溢水、湛水、津波、高波等による災害発生のおそれのある土地の区域」とみなし、原則として市街化区域に含めないものにする。</p> </div> <p>(3) <u>水害に関する危機管理行政等の現状と問題点</u> (そなえる)</p> <p>大規模な災害では、広域かつ同時多発的に被害が発生することもあるため、行政がすべての被災地域へすぐさま支援を差し向けることができないことも想定されます。 洪水時に河川管理者・量水標管理者(国・県)から水防管</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>理者（市町）、そして住民等へ伝えられる「はん濫注意情報」を始めとした避難や水防活動のきっかけとなる情報は、その発令機会も少なく、県・市町の担当者は訓練等を行っているものの水害対応に充分精通しているとは言えない状況にあります。</p> <p>人口の増加や住民のライフスタイルの変化、社会的ニーズの多様化、行政組織の縮小化、また、市町村合併による所管の拡大など、さまざまな要因により、<u>防災部局の負担が増大</u>しており、不測の事態に対し、組織が適切に対応できるのか危惧されています。</p> <p>河川管理者（国・県）により、洪水予報河川や水位周知河川が指定され、避難判断水位の設定など市町が避難勧告等の発令を判断するための情報は増加してきました。その一方で、勧告等を発令しても、降雨・流出予測（水位の<u>上下昇</u>の傾向）が十分加味されていないことなどから予測と現地での状況が一致しないこともあるため、多くの水防管理者（市町）が避難情報発令の最終判断に苦慮しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漠然とした危機管理を「水害に関する危機管理行政」に置き換えるべき。 （防災危機管理局） ：ご指摘のとおり修正します。 ・ 「人口の増加…」以下の文について内容が漠然としており、記載不要では。 （大津土木） ：ここでは、危機管理行政の現状と問題点として重要な問題であると考えています。 ・ 漠然とした防災部局の表現を水害対応部局とするべき。 （防災危機管理局） ：ご指摘のとおり修正します。 ・ 上昇・下降でないか。 （大津土木） ・ 予測と現実の不一致の原因は「加味されていないこと」ではなく、予測精度に限界があること。 （大津土木） ：ご指摘のとおり修正します。 ・ 「その一方で・・・が加味されていない」の文章で、水防管理者は避難勧告の発令については十分検討をして発令をしているのではないか、また、「多くの水防管理者」と多くを 	<p>理者（市町）、そして住民等へ伝えられる「はん濫注意情報」を始めとした避難や水防活動のきっかけとなる情報は、その発令機会も少なく、県・市町の担当者は訓練等を行っているものの水害対応に充分精通しているとは言えない状況にあります。</p> <p>人口の増加や住民のライフスタイルの変化、社会的ニーズの多様化、行政組織の縮小化、また、市町村合併による所管の拡大など、さまざまな要因により、<u>水害対応部局の負担が増大</u>しており、不測の事態に対し、組織が適切に対応できるのか危惧されています。</p> <p>河川管理者（国・県）により、洪水予報河川や水位周知河川が指定され、避難判断水位の設定など市町が避難勧告等の発令を判断するための情報は増加してきました。その一方で、勧告等を発令しても、降雨・流出予測（水位の<u>上昇・下降</u>の傾向）の制度に限界があることなどから予測と現地での状況が一致しないこともあるため、多くの水防管理者（市町）が避難情報発令の最終判断に苦慮しています。</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>平成 21 年 8 月に発生した兵庫県佐用町の豪雨災害では、市町が避難情報を出すタイミングや、<u>屋外避難</u>か上階への<u>屋内避難</u>（垂直避難）かの判断の難しさが浮き彫りとなりました。これまで以上にきめ細やかな避難情報（避難勧告や避難指示）が求められています。</p> <p>4. 水害に関する地域防災力の現状と問題点 （そなえる）</p> <p>河川改修などの治水施設の整備により安心感が増えたことや、過去 40～50 年間に県全域におよぶような甚大な水害が発生せず当事者（自治）意識が薄れたこと、<u>さらには親しみや楽しみのある川からは遠い存在となったこと</u>などから、洪水に備える意識の低下が危惧される状況にあります。</p>	<p>つけて言う必要があるのか。 (大津市) ：ご指摘のように、各市町では避難勧告等について、その時の気象状況等を十分検討しながら発令されているものと思います。 過去の行政部会 WG での議論や各圏域で開催されている水害に強い地域づくり協議会等の議論の中でも、発令後の空振りなども含め、最終的な判断を出すことに苦慮している市町が多いことも事実です。</p> <p>・P10 の表現と統一。 (防災危機管理局) ：ご指摘のとおり修正します。</p> <p>・「これまで以上にきめ細やか」とことわる必要があるのか。今の避難情報の発令についても段階的に発令されている。 (大津市) ：同時かつ一律に流域の住民に避難を呼びかけることが重要な場合もありますが、各々の地域において、外水の水位情報のみ注意していれば良い所、また、外水の水位上昇以前に内水が氾濫し、内水に着目しなければならない所など区別を行い、その特性に基づいた情報を取得し、適切に判断することが必要です。また、地域の生活様式（日中は郊外にでるサラリーマンが多いなど）や災害時用援護者の構成に応じて、水平避難か垂直避難か判断する（時間的な）段階を想定することも望まれています。 「きめ細やかな」とは、そのような地域別の浸水特性を考慮した避難情報を意図しております。</p> <p>・「さらには・・・遠い存在となった」の文章はタイトルと合わないのでは。 (大津市)</p>	<p>平成 21 年 8 月に発生した兵庫県佐用町の豪雨災害では、市町が避難情報を出すタイミングや、屋外避難（水平避難）か上階への屋内避難（垂直避難）かの判断の難しさが浮き彫りとなりました。これまで以上にきめ細やかな避難情報（避難勧告や避難指示）が求められています。</p> <p>4. 水害に関する地域防災力の現状と問題点 （そなえる）</p> <p>河川改修などの治水施設の整備により安心感が増えたことや、過去 40～50 年間に県全域におよぶような甚大な水害が発生せず当事者（自治）意識が薄れたこと、<u>さらには川から人が遠ざかり、川に対する畏敬の念が消えたこと</u>などから、洪水に備える意識の低下が危惧される状況にあります。</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>最近の被災地調査では、現に浸水が始まっても行政からの避難勧告あるまで避難しなかった事例が報告されています(参考文献追加)。近年、この事例のように住民が過剰に行政依存する傾向も指摘されており(参考文献追加)、大規模な被災の経験がない滋賀県においてもより深刻な状況であることが危惧されます。</p> <p>滋賀県が実施した自治会を対象とした「地域防災力アンケート(平成19年12月実施)」の結果からは、自主防災組織の活動は火災や地震災害を中心に実施されており、水害を対象とした活動が非常に少ないことが分かりました。(図表追加)</p> <p>また、自主防災組織率は年々増加しているものの、訓練などの活動が一部の参加者に限られるなど、地域全体として対応されるまでに至っていない組織が多いことも分かりました(図表追加)。</p> <p>過去の水害体験を伝える活動がなされておらず、若者や新</p>	<p>: 古来から川からの恵みと脅威の両方のバランスの中で私たちは生活していることを認識していましたが、農業用水は、琵琶湖からの逆水であったり、治水施設の整備により安心感が増し、川との関わりにおいて当事者意識が薄れたことが、川や琵琶湖を私たちの暮らしから遠いものにしてしまったと考えています。</p> <p>川から人が遠ざかり、川の恐ろしさや楽しさを教えられることもなく過ごしてきたことによって、川に対する畏敬の念が消えたことが、意識低下の一因でもあると思います。ご指摘に基づき修正します。</p> <p>・「滋賀県においてもより深刻な状況」とあるが何を以てより深刻なのか、同様ではないのか。(大津市)</p> <p>: 他府県での水害を例にしても行政の避難勧告が出るまで住民が避難しないという事例が報告されています。ましてや、伊勢湾台風以後、大規模な被災経験のない滋賀県民にとって、突然、大水害が発生した場合には、自分で判断し、対応することは非常に難しいと考えられます。その意味では他府県よりも行政依存の傾向は強くなる(深刻になる)と想定されます。</p> <p>・10～16行目はアンケートの結果報告として纏めるべきではないか(大津市)</p> <p>: ご意見のとおり、纏めるのもひとつの手法ですが、アンケート結果からわかった地域防災力の現状をできるだけ丁寧に紹介させていただいております。現状を広く共有することは協働して対策を実施するためには重要であると考えているためです。</p> <p>その他、地域防災力アンケートの結果については、滋賀県のHPで紹介してありますのでご覧頂きたいと思います。ここでは、図表を添付し傾向を表示させていただきます。</p>	<p>最近の被災地調査では、現に浸水が始まっても行政からの避難勧告があるまで避難しなかった事例が報告されています(参考文献追加)。近年、この事例のように住民が過剰に行政依存する傾向も指摘されており(参考文献追加)、大規模な被災の経験がない滋賀県においてはより深刻な状況であることが危惧されます。</p> <p>滋賀県が実施した自治会を対象とした「地域防災力アンケート(平成19年12月実施)」の結果からは、自主防災組織の活動は火災や地震災害を中心に実施されており、水害を対象とした活動が非常に少ないことが分かりました。(図表追加)</p> <p>また、自主防災組織率は年々増加しているものの、訓練などの活動が一部の参加者に限られるなど、地域全体として対応されるまでに至っていない組織が多いことも分かりました(図表追加)。</p> <p>過去の水害体験を伝える活動がなされておらず、若者や新</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>水害に備える意識は低下し、水害に関する防災訓練がほとんどの集落で実施されていないなど、地域防災力の弱体化が危惧される状況である。</p> <p>(5) 都市化の進展に伴い市街地が拡大し、はん濫した場合に大きな被害を受けるおそれのある地域においても住宅開発が進むなど、水害を受ける危険性が高まっている。</p> <p>5. <u>水害リスク情報の不足</u></p> <p>これまで、技術的制約等もあり、広範な水害リスク情報(どの程度の被害がどのような頻度で生じるのかなどの情報)が不足していました。そのため、例えば、<u>転居や建て替え、不動産取引時などにおいて、水害リスクを考慮する機会が十分に提供されてなかった</u>と言えます。情報不足の結果として、自らが暮らす地域の危険性を十分に認識せずに生活をおくる住民も少なくないと考えられます。このような状況にあっては十分な備えができず、結果として被害が助長されることが懸念されます。</p> <p>まちづくり行政においても、広範な水害リスク情報が不足しており、浸水による被害の程度やその頻度に応じたまちづくりを図ることが困難な状況にあったと言えます。</p> <p>また、道路や鉄道等による連続盛土構造物の設置、土地の改変に伴う水害リスク(氾濫時の被害の程度や頻度)の変化については、行政においても定量的に認識するには至っていませんでした。滋賀県においても東海道新幹線や北陸自動車道には多くの避溢橋が確認されますが、ほとんどが地元住民・市町からの請願によるものでした(図表追加)。その一方で、土地の改変の影響が十分に認知されないまま、結果として、一部の地域でリスクが高くなった事例も存在しています。</p> <p>佐用町豪雨の経験から、水害時には屋外避難(水平避難)・屋内避難(垂直避難)の判断の重要性が明らかとなりました</p>	<p>・ 3. 4. と表現を合わせ「水害リスク情報の現状と問題点」とするべき。(防災危機管理局)</p> <p>: ご指摘のとおり修正します。</p> <p>・ 今後、不動産取引の重要事項説明に盛り込むということでしょうか。(建築指導室)</p> <p>: ここでは現状を示す節であることから、対策については明記していませんが、不動産取引時に(宅地建物取引業法第35条または第47条に基づく)重要事項のひとつとして説明されることが望ましいと考えています。すでに、宅地建物取引業法第47条に基づく重要事項説明として、一部の不動産業者には活用していただいているところです。</p>	<p>5. <u>水害リスク情報の現状と問題点</u></p> <p>これまで、技術的制約等もあり、広範な水害リスク情報(どの程度の被害がどのような頻度で生じるのかなどの情報)が不足していました。そのため、例えば、転居や建て替え、不動産取引時などにおいて、水害リスクを考慮する機会が十分に提供されてなかったと言えます。情報不足の結果として、自らが暮らす地域の危険性を十分に認識せずに生活をおくる住民も少なくないと考えられます。このような状況にあっては十分な備えができず、結果として被害が助長されることが懸念されます。</p> <p>まちづくり行政においても、広範な水害リスク情報が不足しており、浸水による被害の程度やその頻度に応じたまちづくりを図ることが困難な状況にあったと言えます。</p> <p>また、道路や鉄道等による連続盛土構造物の設置、土地の改変に伴う水害リスク(はん濫時の被害の程度や頻度)の変化については、行政においても定量的に認識するには至っていませんでした。滋賀県においても東海道新幹線や北陸自動車道には多くの避溢橋が確認されますが、ほとんどが地元住民や市町からの請願によるものでした(図表追加)。その一方で、土地の改変の影響が十分に認知されないまま、結果として、一部の地域でリスクが高くなった事例も存在しています。</p> <p>佐用町豪雨の経験から、水害時には屋外避難(水平避難)か上階への屋内避難(垂直避難)かの判断の重要性が明らか</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>が、これらの判断を適切に行うためには、主要河川の水位やはん濫の情報だけでなく、中小河川や農業用排水路などを含めた内水はん濫の情報が求められます。</p> <p>また、幸運にも過去 40～50 年間に県全域におよぶような甚大な水害を経験しなかったことなどから、逆に住民の水害に対する防災意識が低下しつつあります。このような中で、住民の水害に対する防災意識を喚起するためにも、実態に即した広範な水害リスク情報が整備されることが望まれます。</p> <p>■第三章 これからの治水の基本的方向 一 流域治水の推進</p> <p>1. 流域治水の目標</p> <p>これまでに述べてきたように、気候変動による外力の増加や投資余力の減少、地域防災力の低下など、近年、治水に係る多くの課題が顕在化し、「川の中の対策」だけでは限界があることが明らかとなってきました。</p> <p>このような中であって、人的被害や生活再建が困難となる壊滅的な被害を回避するためには、流域で暮らし活動するすべての者が「川の中の対策」だけでは限界があることを共通の認識としたうえで、「川の中」だけではなく「川の外」にも視点を向け、協働してさまざまな対策を講じていく必要があります。</p> <p>滋賀県は流域治水を次のように定義し、<u>強力に推進</u>していきます。(第一章再掲)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>どのような洪水にあっても、①人命が失われること避け(最優先)、②生活再建が困難となる被害を避けることを目的として、川の中の対策に加えて川の外の対策を、自助・共助・公助が一体となって総合的に進めていく治水</p> </div>	<p>・佐用町豪雨の経験からと言いきれるのか。(大津市)</p> <p>: 佐用町豪雨の以前から、浸水開始後の水平避難の危険性については学会等において指摘されています。このような中、平成 21 年度の佐用町を初めとする局地的豪雨被害を受け、国土交通省近畿地方整備局が設置しました局地的豪雨による被害軽減方策検討会の中間取りまとめが10月8日に提言されました。その中でも、緊急的な2階への垂直避難の検討がなされたところです。</p> <p>・「強力に推進」とあるが本当に出来るか。(大津市)</p> <p>: 「流域治水」は、人口減少・少子高齢化・気候変動等を目前にした現時点において、非常に重要な施策であることから、</p>	<p>となりましたが、これらの判断を適切に行うためには、主要河川の水位やはん濫の情報だけでなく、中小河川や農業用排水路などを含めた内水はん濫の情報が求められます。</p> <p>また、幸運にも過去 40～50 年間に県全域におよぶような甚大な水害を経験しなかったことなどから、逆に住民の水害に対する防災意識が低下しつつあります。このような中で、住民の水害に対する防災意識を喚起するためにも、実態に即した広範な水害リスク情報が整備されることが望まれます。</p> <p>■第三章 これからの治水の基本的方向 一 流域治水の推進</p> <p>1. 流域治水の目標</p> <p>これまでに述べてきたように、気候変動による外力の増加や投資余力の減少、地域防災力の低下など、近年、治水に係る多くの課題が顕在化し、「川の中の対策」だけでは限界があることが明らかとなってきました。</p> <p>このような中であって、人的被害や生活再建が困難となる壊滅的な被害を回避するためには、流域で暮らし活動するすべての者が「川の中の対策」だけでは限界があることを共通の認識としたうえで、「川の中」だけではなく「川の外」にも視点を向け、協働してさまざまな対策を講じていく必要があります。</p> <p>滋賀県は流域治水を次のように定義し、強力に推進していきます。(第一章再掲)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>どのような洪水にあっても、①人命が失われること避け(最優先)、②生活再建が困難となる被害を避けることを目的として、川の中の対策に加えて川の外の対策を、自助・共助・公助が一体となって総合的に進めていく治水</p> </div>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案																									
<p>また、「川の外の対策」を図-1(再掲)のように、「ためる(流域貯留対策)」・「とどめる(氾濫原減災対策)」・「そなえる(地域防災力向上対策)」に分類します。</p> <div data-bbox="114 341 714 807" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>目的 水害に強い地域づくり ①どのような洪水にあっても、人命が失われることを避ける(最優先) ②床上浸水などの生活再建が困難となる被害を避ける</p> <p>手段 川の中の対策(堤外地対策)だけではなく、「ためる」「とどめる」「そなえる」対策(堤内地対策)を総合的に実施する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #f08080;">河道内で洪水を安全に流下させる対策 (これまでの対策)</td> <td style="background-color: #f08080;">河道掘削、堤防整備、治水ダム建設など</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #4a7ebb; color: white;">流域貯留対策 (河川への流入量を減らす)</td> <td style="background-color: #4a7ebb; color: white;">ためる ため池、調整池 グラウンドでの雨水貯留など</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #4a7ebb; color: white;">氾濫原減災対策 (氾濫流を制御・誘導する)</td> <td style="background-color: #4a7ebb; color: white;">とどめる 輪中堤、二線堤、霞堤、水害防備林、土地利用規制、耐水化建築など</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #4a7ebb; color: white;">地域防災力向上対策</td> <td style="background-color: #4a7ebb; color: white;">そなえる 水害履歴の調査・公表、防災教育 防災訓練、防災情報の発信など</td> </tr> </table> </div> <p>ためる(流域貯留対策) ため池、調整池、グラウンドでの雨水貯留など、河川・水路等への流入量をへらす対策を言います。</p> <p>とどめる(氾濫原減災対策) 輪中堤、二線堤、霞堤、水害防備林、土地利用規制、耐水化建築など、河川・水路等の整備水準を超える洪水により氾濫が生じた場合にも、まちづくりの中で被害を最小限に抑える対策を言います。</p>	河道内で洪水を安全に流下させる対策 (これまでの対策)	河道掘削、堤防整備、治水ダム建設など	+		流域貯留対策 (河川への流入量を減らす)	ためる ため池、調整池 グラウンドでの雨水貯留など	氾濫原減災対策 (氾濫流を制御・誘導する)	とどめる 輪中堤、二線堤、霞堤、水害防備林、土地利用規制、耐水化建築など	地域防災力向上対策	そなえる 水害履歴の調査・公表、防災教育 防災訓練、防災情報の発信など	<p>県として予算措置、体制整備も含め、強力に推進していく所存です。</p> <p>・ためる(流域貯留対策)には、ため池、調整池、グラウンドの記載があるが、そもそもこれらには貯留機能があるのでしょうか。P5においてグラウンド・駐車場や水田等の貯留機能は限定的とされています。また、ため池には洪水貯留機能を持たせた整備をしていません。ため池の貯留機能は無い、もしくは限定的です。ここでは、これら施設に新たに投資などの対策をして貯留機能を付加することを言っているのでしょうか。また、これら施設と同列に水田を記載しないのはなぜでしょうか。(農村振興課)</p> <p>: ご指摘のとおり、河川計画の対象となるような大洪水については限定的ですが、中小洪水には一定の効果が確認されています。県外には、ため池に貯留機能を付加する事例もあります。水田の貯留機能の効果は大切であると考えており、ご指摘に基づき水田も記載いたします。</p> <p>・「耐水化建築」という表現は一般的な表現でしょうか。(建築指導室)</p> <p>: 一部では、「耐水化建築」という表現も使われていますが、ご指摘のとおり、一般的な「建築物の耐水化」を用いることとします。</p> <p>・「整備水準を超える洪水」水準でよいのか。(他でも同じように水準との表現がある) ページ16(3)も同じ。</p>	<p>また、「川の外の対策」を図-1(再掲)のように、「ためる(流域貯留対策)」・「とどめる(氾濫原減災対策)」・「そなえる(地域防災力向上対策)」に分類します。</p> <div data-bbox="1509 341 2110 807" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>目的 水害に強い地域づくり ①どのような洪水にあっても、人命が失われることを避ける(最優先) ②床上浸水などの生活再建が困難となる被害を避ける</p> <p>手段 川の中の対策(堤外地対策)だけではなく、「ためる」「とどめる」「そなえる」対策(堤内地対策)を総合的に実施する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #f08080;">河道内で洪水を安全に流下させる対策(これまでの対策)</td> <td style="background-color: #f08080;">ながす</td> <td style="background-color: #f08080;">河道掘削、堤防整備、治水ダム建設など</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #4a7ebb; color: white;">流域貯留対策 (河川への流入量を減らす)</td> <td style="background-color: #4a7ebb; color: white;">ためる</td> <td style="background-color: #4a7ebb; color: white;">調整池、グラウンド、森林、水田、ため池など</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #4a7ebb; color: white;">氾濫原減災対策 (氾濫流を制御・誘導する)</td> <td style="background-color: #4a7ebb; color: white;">とどめる</td> <td style="background-color: #4a7ebb; color: white;">輪中堤、二線堤、霞堤、水害防備林、土地利用規制、建築物の耐水化など</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #4a7ebb; color: white;">地域防災力向上対策</td> <td style="background-color: #4a7ebb; color: white;">そなえる</td> <td style="background-color: #4a7ebb; color: white;">水害履歴の調査・公表、防災教育 防災訓練、防災情報の発信など</td> </tr> </table> </div>	河道内で洪水を安全に流下させる対策(これまでの対策)	ながす	河道掘削、堤防整備、治水ダム建設など	+			流域貯留対策 (河川への流入量を減らす)	ためる	調整池、グラウンド、森林、水田、ため池など	氾濫原減災対策 (氾濫流を制御・誘導する)	とどめる	輪中堤、二線堤、霞堤、水害防備林、土地利用規制、建築物の耐水化など	地域防災力向上対策	そなえる	水害履歴の調査・公表、防災教育 防災訓練、防災情報の発信など
河道内で洪水を安全に流下させる対策 (これまでの対策)	河道掘削、堤防整備、治水ダム建設など																										
+																											
流域貯留対策 (河川への流入量を減らす)	ためる ため池、調整池 グラウンドでの雨水貯留など																										
氾濫原減災対策 (氾濫流を制御・誘導する)	とどめる 輪中堤、二線堤、霞堤、水害防備林、土地利用規制、耐水化建築など																										
地域防災力向上対策	そなえる 水害履歴の調査・公表、防災教育 防災訓練、防災情報の発信など																										
河道内で洪水を安全に流下させる対策(これまでの対策)	ながす	河道掘削、堤防整備、治水ダム建設など																									
+																											
流域貯留対策 (河川への流入量を減らす)	ためる	調整池、グラウンド、森林、水田、ため池など																									
氾濫原減災対策 (氾濫流を制御・誘導する)	とどめる	輪中堤、二線堤、霞堤、水害防備林、土地利用規制、建築物の耐水化など																									
地域防災力向上対策	そなえる	水害履歴の調査・公表、防災教育 防災訓練、防災情報の発信など																									

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>そなえる(地域防災力向上対策) 防災訓練や防災情報の発信など、避難行動や水防活動など即時的判断を伴う災害対応をより強化する対策を言います。</p> <p>ながす 洪水をできるだけ川の外へ溢れさせないよう河川・水路等を整備する対策を言います。河道内に整備される洪水調節施設(ダムなど)も含みます。</p> <p>2. 流域治水対策を検討する基礎情報 - 「地先の安全度」 <u>自助・共助・公助が一体となって流域治水を進めるためには、水害対策として「川の中の対策」と「川の外の対策」を並行して進める必要があることを、行政機関も含め、流域に暮らすさまざまな人々が共通の理解とすることが必要不可欠です。</u> 滋賀県は、これらの共通理解をはかり、着実に流域治水を推進するため、個々の治水施設の安全度ではなく、人びとの暮らしの舞台である流域内の各地点の安全度(以下、「<u>地先の安全度</u>」という)を調査し、基礎情報として活用することとします。</p>  <p>図-2 河川・水路の治水安全度と「地先の安全度」</p> <p>「地先の安全度」を計量化する際には、被害が生じない程</p>	<p>(大津市) : ここでも、整備目標を示すものではありません。したがって、不適切な表現ではないと考えますので案のとおりとします。</p> <p>・文章の見直し必要では。 : ご指摘に基づき修正します。</p> <p>(大津土木)</p> <p>・「地先の安全度」についての定義を、流域治水と同様に粹書きして、よりわかりやすくしたらどうか。 (河港課) : ご指摘に基づき粹書きで示します。</p>	<p>2. 流域治水対策を検討する基礎情報 - 「地先の安全度」 流域治水として「川の中の対策」だけでなく「川の外の対策」を並行して進め、自助・共助・公助が一体となってハードやソフトのあらゆる手段を総合的に実施する必要があることを、行政機関も含め、流域に暮らすさまざまな人々が共通の理解とすることが必要不可欠です。</p> <p>滋賀県は、これらの共通理解をはかり、着実に流域治水を推進するため、個々の治水施設の安全度ではなく、人びとの暮らしの舞台である流域内の各地点の安全度(以下、「<u>地先の安全度</u>」という)を調査し、基礎情報として活用することとします。</p>  <p>図-2 河川・水路の治水安全度と「地先の安全度」</p> <p>「地先の安全度」の定義</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>河川だけでなく、身近な水路のはん濫なども想定した人びとの暮らしの舞台である流域内の各地点の安全度</p> </div> <p>「地先の安全度」を計量化する際には、被害が生じない程</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)

(案) に対する意見と対応

意見を反映した修正案

度の小規模なものから、治水施設の整備水準を超えるような大規模なものまで、想定する外力を幅広く設定します。外力には降雨を与え、流域－河道・水路－はん濫域での一連の水文・水理過程を解析し、地点毎の水理量(浸水深・流体力等)を算定して、被害の種類(①家屋流失、②家屋水没、③床上浸水、④床下浸水)を判定することとします。

「地先の安全度」は、各地点における発生確率別の水理諸元(浸水深や流速など)で表現する他、ある地点に一般家屋があった場合に、当該家屋が①家屋流失、②家屋水没、③床上浸水、④床下浸水の危険にさらされる年確率として表現することとします。

1/ 2 (0.500)	年 発 生 確 率					左図は、当該地点に一般家屋がある場合に、 ① 家屋流失が200年に1度程度、 ② 家屋水没が200年に1度程度、 ③ 床上浸水が50年に1度程度、 ④ 床下浸水が10年に1度程度、 の確率で発生することを意味する。
1/ 10 (0.100)			④			
1/ 30 (0.033)						
1/ 50 (0.020)				③		
1/100 (0.010)						
1/200 (0.005)					②	
...						
被害の種類(浸水深・流体力)						
	無被害	床下浸水	床上浸水	家屋水没	家屋流失	
	$h < 0.1m$	$0.1m < h < 0.5m$	$0.5m \leq h$	$h \geq 3m$	$u^2 h \geq 2.5m^2/s^2$	
		$< 0.5m$	$< 3.0m$			

図-3 ある地点における「地先の安全度」の表示例

■第四章 流域治水の進め方

1. 洪水を安全に「ながす」対策

国・県・市町等、河川・水路等の管理者は、均衡ある治水安全度の向上を図るため、河川・水路等の治水施設の効果的・効率的な整備を着実に実施するとともに、各施設が持つ流下

・図-2の次に順番を入れ替えた方がよいのでは。また「各地点における... 表現する他」の部分は必要ですか。(大津土木)

: 上の文章では、「地先の安全度」の想定外力の設定や被害の種類について説明しており、次の文章では、各地点における発生確率別の水理諸元だけでなく、被害の種類とその危険に曝される年確率で「地先の安全度」を表現すると説明しておりますので案のとおりとします。また、「地先の安全度」では発生確率別の水理諸元での表現も行い、基礎情報として活用します。

・「表示例」とあるが、実際に各地先毎にこのような表を用いて、表示するのか。わかりにくく一般人はかえって混乱するのでは。もっとよい説明方法に替えるべきでは。(大津土木)

: 住民の居住する各地先において、その地先の安全度が図-3のように示すことができます。分かりやすい表現方法のひとつとして、学識者部会で提言された表現方法です。出前講座などでは、一般の方からもわかりやすいとのお声を多数いただいております。しかしながら、分かりやすい表現方法はひとつとは限らず、受け取るひとにより異なります。そのため、他の優れた方法につきましても、ぜひご意見いただければ幸いです。

度の小規模なものから、治水施設の整備水準を超えるような大規模なものまで、想定する外力を幅広く設定します。外力には降雨を与え、流域－河道・水路－はん濫域での一連の水文・水理過程を解析し、地点毎の水理量(浸水深・流体力等)を算定して、被害の種類(①家屋流失、②家屋水没、③床上浸水、④床下浸水)を判定することとします。

「地先の安全度」は、各地点における発生確率別の水理諸元(浸水深や流速など)で表現する他、ある地点に一般家屋があった場合に、当該家屋が①家屋流失、②家屋水没、③床上浸水、④床下浸水の危険にさらされる年確率として表現することとします。

1/ 2 (0.500)	年 発 生 確 率					左図は、当該地点に一般家屋がある場合に、 ① 家屋流失が200年に1度程度、 ② 家屋水没が200年に1度程度、 ③ 床上浸水が50年に1度程度、 ④ 床下浸水が10年に1度程度、 の確率で発生することを意味する。
1/ 10 (0.100)			④			
1/ 30 (0.033)						
1/ 50 (0.020)				③		
1/100 (0.010)						
1/200 (0.005)					②	
...						
被害の種類(浸水深・流体力)						
	無被害	床下浸水	床上浸水	家屋水没	家屋流失	
	$h < 0.1m$	$0.1m < h < 0.5m$	$0.5m \leq h$	$h \geq 3m$	$u^2 h \geq 2.5m^2/s^2$	
		$< 0.5m$	$< 3.0m$			

図-3 ある地点における「地先の安全度」の表示例

■第四章 流域治水の進め方

1. 洪水を安全に「ながす」対策

国、県および市町等、河川や水路等の管理者は、均衡ある治水安全度の向上を図るため、河川や水路等の治水施設の効果的・効率的な整備を着実に実施するとともに、各施設が持

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案																		
<p>能力を発揮させるため適切な維持管理を行ないます。 また、整備水準を超える洪水が発生した場合でも被害を最小限に抑えるための対策についても、必要に応じて検討・実施します。</p> <p>(1) 適切な河川等の維持管理 県は、管理する一級河川の維持管理は防災対策上重要であるとの認識のもと、現況河道が持つ流下能力を十分に発揮させるため、上下流に比べて流下能力が不足するなど、治水上支障のある箇所を見極めたうえで、緊急性の高いところから河道内樹木の伐採や堆積土砂の浚渫、護岸の修繕等を着実に実施します。 また県は、地域に身近な河川について、補助制度（ふるさとの川づくり協働事業等）を用意して、関係自治体や住民と協働した維持管理を推進します。 市町が管理する準用河川・下水道（雨水）・普通河川や、農業者が管理する農業用排水路などの各種排水施設についても、各々の施設管理者が流下能力を十分に発揮させるため適切な維持管理を行います。</p> <p>表-1：維持管理に関する役割分担</p> <table border="1" data-bbox="129 1015 698 1410"> <tr> <td>県</td> <td>主体</td> <td>一級河川の確実な維持管理や適切な巡視点検 地域の河川愛護活動が円滑に実施されるための支援</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町</td> <td>主体</td> <td>準用、普通河川の確実な維持管理や適切な巡視点検</td> </tr> <tr> <td>支援</td> <td>河川愛護活動から発生する竹木などの処分の支援 河川愛護活動団体の窓口 水防管理者としての堤防の監視</td> </tr> </table>	県	主体	一級河川の確実な維持管理や適切な巡視点検 地域の河川愛護活動が円滑に実施されるための支援	市町	主体	準用、普通河川の確実な維持管理や適切な巡視点検	支援	河川愛護活動から発生する竹木などの処分の支援 河川愛護活動団体の窓口 水防管理者としての堤防の監視	<p>(案) に対する意見と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者の取り組みに対し、主体的な言い方はおかしい。「補助制度も活用しつつ適切な維持管理に務めます。」にするべき。 (耕地課・農村振興課) : ご指摘に基づき修正します。 ・25 ページの表と同様に、表1表2河川整備についても国の役割を記載する方がわかりやすいのではないかと。 (環境政策課) : ご指摘に基づき表に国を追記します。 ・県に支援欄がありませんが、役割には支援があります。支援欄を設けてはどうでしょうか。 (農村振興課) : ご指摘に基づき修正します。 	<p>つ流下能力を発揮させるため適切な維持管理を行ないます。 また、整備水準を超える洪水が発生した場合でも被害を最小限に抑えるための対策についても、必要に応じて検討・実施します。</p> <p>(1) 適切な河川等の維持管理 滋賀県は、管理する一級河川の維持管理は防災対策上重要であるとの認識のもと、現況河道が持つ流下能力を十分に発揮させるため、上下流に比べて流下能力が不足するなど、治水上支障のある箇所を見極めたうえで、緊急性の高いところから河道内樹木の伐採や堆積土砂の浚渫、護岸の修繕等を着実に実施します。 また滋賀県は、地域に身近な河川について、補助制度（ふるさとの川づくり協働事業等）を用意して、関係自治体や住民と協働した維持管理を推進します。 市町が管理する準用河川・下水道（雨水）・普通河川や、農業者が管理する農業用排水路などの各種排水施設についても、各々の施設管理者が流下能力を十分に発揮させるため補助制度も活用しつつ適切な維持管理に務めます。</p> <p>表-1：維持管理に関する役割分担</p> <table border="1" data-bbox="1547 1015 2116 1410"> <tr> <td rowspan="2">国・県</td> <td>主体</td> <td>各々の管理区間における一級河川の確実な維持管理や適切な巡視点検</td> </tr> <tr> <td>支援</td> <td>地域の河川愛護活動が円滑に実施されるための支援</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町</td> <td>主体</td> <td>準用、普通河川の確実な維持管理や適切な巡視点検</td> </tr> <tr> <td>支援</td> <td>河川愛護活動から発生する竹木などの処分の支援 河川愛護活動団体の窓口</td> </tr> </table>	国・県	主体	各々の管理区間における一級河川の確実な維持管理や適切な巡視点検	支援	地域の河川愛護活動が円滑に実施されるための支援	市町	主体	準用、普通河川の確実な維持管理や適切な巡視点検	支援	河川愛護活動から発生する竹木などの処分の支援 河川愛護活動団体の窓口
県	主体	一級河川の確実な維持管理や適切な巡視点検 地域の河川愛護活動が円滑に実施されるための支援																		
市町	主体	準用、普通河川の確実な維持管理や適切な巡視点検																		
	支援	河川愛護活動から発生する竹木などの処分の支援 河川愛護活動団体の窓口 水防管理者としての堤防の監視																		
国・県	主体	各々の管理区間における一級河川の確実な維持管理や適切な巡視点検																		
	支援	地域の河川愛護活動が円滑に実施されるための支援																		
市町	主体	準用、普通河川の確実な維持管理や適切な巡視点検																		
	支援	河川愛護活動から発生する竹木などの処分の支援 河川愛護活動団体の窓口																		

滋賀県流域治水基本方針(案)			(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案		
住 民	主 体	川さらえや除草作業など河川愛護活動の実施 堤外民地の適正な維持管理				水防管理者としての堤防の監視
事 業 者等	主 体	地域の河川愛護活動への参加		住 民	主 体	川さらえや除草作業など河川愛護活動への参加 堤外民地の適正な維持管理
				事 業 者等	主 体	地域の河川愛護活動への参加
<p>(2) 均衡ある治水安全度の向上と効果的・効率的な河川整備等</p> <p>国は管理する河川（瀬田川ほか）において、淀川水系河川整備基本方針および同河川整備計画に基づき、計画的に河川整備を進めます。また県は、滋賀県の河川整備方針、および各圏域の河川整備計画（一部策定中）に基づき、計画的に河川整備を実施します。同様に、市町においても、各地域で必要な治水安全度を確保するため、管理する準用河川、下水道（雨水）、普通河川の整備を進めます。農業用排水路を整備する場合においても、県・市町は農地に求められる必要な治水安全度を確保するため、適切な整備を行います。</p> <p>これらの河川や水路の整備については、実施主体が異なるものの水系一貫の観点から、上下流や同種・同規模の河川・水路との整備のバランスを図ることが重要です。そのため、流域全体で一部の地域での整備が著しく遅れることのないよう、各実施主体（国・県・市町）が連携しながら着実に整備を進めます。</p>			<p>・国は…。また県は…。市町においても…。で改行した方がよいのでは。農業用排水路について、特出しする必要があるのか。（大津土木）</p> <p>: ご指摘のとおり改行します。また、治水施設として、一級河川以外にも、準用河川、下水道（雨水）、普通河川、農業用排水路も重要な施設であると考えています。</p> <p>・水系一貫の観点では行っていないと考える。（大津市）</p> <p>: ある流域内の河川整備を行う場合、最下流の河川の改修規模に合わせて支川の改修規模を合わせるが大原則です。これが水系一貫の考え方です。</p> <p>例えば、最下流の一級河川が1/10降雨確率規模で整備されている場合、その支川となる準用河川や普通河川を整備するときには、1/10降雨確率規模以下に整備しなければなりません。もし上流を大きい規模で整備すれば、必ず、その下流で溢れるからです。</p> <p>この考え方は、貴市におかれましても当然、徹底されていると思います。</p>	<p>(2) 均衡ある治水安全度の向上と効果的・効率的な河川整備等</p> <p>国は管理する河川（瀬田川ほか）において、淀川水系河川整備基本方針および同河川整備計画に基づき、計画的に河川整備を進めます。</p> <p>また県は、滋賀県の河川整備方針、および各圏域の河川整備計画（一部策定中）に基づき、計画的に河川整備を実施します。</p> <p>同様に、市町においても、各地域で必要な治水安全度を確保するため、管理する準用河川、下水道（雨水）、普通河川の整備を進めます。農業用排水路を整備する場合においても、県・市町は農地に求められる必要な治水安全度を確保するため、適切な整備を行います。</p> <p>これらの河川や水路等の整備については、実施主体が異なるものの水系一貫の観点から、上下流や同種・同規模の河川や水路等との整備のバランスを図ることが重要です。そのため、流域全体で一部の地域での整備が著しく遅れることのないよう、各実施主体（国・県・市町）が連携しながら着実に整備を進めます。</p>		

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案				
<p>参考3 県が実施する河川整備</p> <p>県は「中長期整備実施河川の検討」により、客観的な指標を用いて事業着手河川の優先度を決定するため、県が管理する506河川をAからDの4つのランクに分けた。その結果、35河川を緊急に整備が必要なAランク河川として、Aランクの次に整備実施が必要な42河川をBランク河川として選定した。</p> <p>Aランク河川と、Bランク河川のうち事業実施中の12河川を合わせた47河川を対象に、具体的な整備内容については、「川づくり会議」および「淡海の川づくり検討委員会」を開催し、地域住民や学識経験者の意見を聴き、さらに関係市町長の意見を聴いたうえで、河川ごとに検討を進め、河川整備計画を策定し着実に実施する。</p> <p>整備を進めるにあたっては、将来の計画規模を一気に達成することは財政的にも時間的にも制約等があり困難であることから、当面（河川整備計画期間であるおおむね20年間）の目標を以下のように定めて段階的に治水安全度を向上させる。</p> <p>◇県内の比較的大規模な河川（流域面積が50km²以上の河川）は戦後最大洪水規模相当に対応する治水安全度を確保できる規模の整備を進める。</p> <p>◇県内の比較的小規模な河川（流域面積が50km²未満の河川）は、おおむね10年確率洪水（50mm/hr相当）に対応する治水安全度を確保できる規模の整備を進める。</p> <p style="text-align: center;">表-2：河川整備に関する役割分担</p> <table border="1" data-bbox="125 1273 757 1428"> <tr> <td data-bbox="125 1273 264 1428">県</td> <td data-bbox="264 1273 757 1428">河川整備計画の策定 河川管理者として効果的・効率的な河川整備の実施 河川整備に関する普及啓発活動</td> </tr> </table>	県	河川整備計画の策定 河川管理者として効果的・効率的な河川整備の実施 河川整備に関する普及啓発活動		<p>参考3 滋賀県が実施する河川整備</p> <p>滋賀県は「中長期整備実施河川の検討」により、客観的な指標を用いて事業着手河川の優先度を決定するため、県が管理する506河川をAからDの4つのランクに分けた。その結果、35河川を緊急に整備が必要なAランク河川として、Aランクの次に整備実施が必要な42河川をBランク河川として選定した。</p> <p>Aランク河川と、Bランク河川のうち事業実施中の12河川を合わせた47河川を対象に、具体的な整備内容については、「川づくり会議」および「淡海の川づくり検討委員会」を開催し、地域住民や学識経験者の意見を聴き、さらに関係市町長の意見を聴いたうえで、河川ごとに検討を進め、河川整備計画を策定し着実に実施する。</p> <p>整備を進めるにあたっては、将来の計画規模を一気に達成することは財政的にも時間的にも制約等があり困難であることから、当面（河川整備計画期間であるおおむね20年間）の目標を以下のように定めて段階的に治水安全度を向上させる。</p> <p>◇県内の比較的大規模な河川（流域面積が50km²以上の河川）は戦後最大洪水規模相当に対応する治水安全度を確保できる規模の整備を進める。</p> <p>◇県内の比較的小規模な河川（流域面積が50km²未満の河川）は、おおむね10年確率洪水（50mm/hr相当）に対応する治水安全度を確保できる規模の整備を進める。</p> <p style="text-align: center;">表-2：河川整備に関する役割分担</p> <table border="1" data-bbox="1525 1273 2157 1428"> <tr> <td data-bbox="1525 1273 1621 1428">国・県</td> <td data-bbox="1621 1273 2157 1428">主 体 河川整備計画の策定 河川管理者として効果的・効率的な河川整備の実施 河川整備に関する普及啓発活動</td> </tr> </table>	国・県	主 体 河川整備計画の策定 河川管理者として効果的・効率的な河川整備の実施 河川整備に関する普及啓発活動
県	河川整備計画の策定 河川管理者として効果的・効率的な河川整備の実施 河川整備に関する普及啓発活動					
国・県	主 体 河川整備計画の策定 河川管理者として効果的・効率的な河川整備の実施 河川整備に関する普及啓発活動					

滋賀県流域治水基本方針(案)			(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案		
市 町	河川管理者として効果的・効率的な河川整備の実施			市 町	主 体	河川管理者として効果的・効率的な河川整備の実施
	河川整備計画策定への参加 住民との連絡調整				支 援	河川整備計画策定への参加 住民との連絡調整
住民	河川整備計画策定への参加 河川整備に対する理解と協力			住民	支 援	河川整備計画策定への参加 河川整備に対する理解と協力
事業者等	河川整備に対する理解と協力			事業者等	支 援	河川整備に対する理解と協力
<p>(3) 整備水準を超える洪水を考慮した対策の実施</p> <p>河川整備を進める際には、整備水準を超える洪水が発生した場合でも被害を最小限に抑える工夫をすることが望まれます。</p> <p>現存する河畔林について、はん濫流の勢いを抑えるなどの治水上の効果（水害防備林としての効果）を評価し、必要に応じて河川管理施設としての樹林帯として指定し保全します。</p> <p>県は「中長期整備実施河川の検討（平成20年10月）」及び河川整備計画に基づき、河川堤防の高さ、堤防と周辺家屋との距離、家屋数などを指標として、危険度の高い河川（Tランク河川）・区間を選定し、質的向上を図る事業を実施します。具体的には、破堤が生じた場合に壊滅的な被害が想定され、かつ、当面の間、（下流リスクとの関係から）新たな河道断面の拡大（築堤・拡幅・掘削等）、あるいは、掘り込み河川化など抜本的な破堤回避対策の実施が困難な区間でかつ、人家が連担する箇所において、家屋の流失など、破堤による壊滅的な被害を回避するため、堤防の侵食対策や浸透対策にあわせて堤防天端の舗装など越水にも資する対策や、水害防備林や霞堤等の整備・保全など堤防強化以外の減災対策も必要に応じて検討し実施します。なお、流況や堤防の形状、背後地の利用状況等から、越水が生じる想定頻度や破堤時の被害</p>			<p>・「整備水準を超える洪水対策」でよいのでは。「望まれます」は「重要となります」等ではどうでしょうか。（ ）書きが多く、あまりにも長文。漢字だらけ。もっと平易にかけないか。 （大津土木） ：ご指摘に基づき修正します。</p> <p>・（3）について、文章では非常にわかりづらいため、フローチャートのようなもので図示した方が理解し易い。 （琵琶湖河川事務所） ：ご指摘の内容につきましては、図表を追加いたします。</p> <p>・整備してまで作る防備林や霞堤はない。 （大津土木）</p>	<p>(3) 整備水準を超える洪水対策</p> <p>河川整備を進める際には、整備水準を超える洪水が発生した場合でも被害を最小限に抑える工夫をすることが重要<u>です</u>。</p> <p>現存する河畔林について、はん濫流の勢いを抑えるなどの水害防備林としての治水上の効果を評価し、必要に応じて河川管理施設としての樹林帯として指定し保全します。</p> <p>滋賀県は「中長期整備実施河川の検討（平成20年10月）」および河川整備計画に基づき、河川堤防の高さ、堤防と周辺家屋との距離、家屋数などを指標として、危険度の高い河川（Tランク河川）・区間を選定し、質的向上を図る事業を実施します。</p> <p>具体的には、破堤が生じた場合に壊滅的な被害が想定され、かつ、当面の間、下流リスクとの関係から新たな河道断面の拡大（築堤・拡幅・掘削等）、あるいは、掘り込み河川化など抜本的な破堤回避対策の実施が困難な区間でかつ、人家が連担する箇所において、家屋の流失など、破堤による壊滅的な被害を回避するため、堤防の侵食対策や浸透対策にあわせて堤防天端の舗装など越水にも資する対策や、水害防備林や霞堤等の整備・保全など堤防強化以外の減災対策も必要に応じて検討し実施します。</p> <p>なお、流況や堤防の形状、背後地の利用状況等から、越水</p>		

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>の大きさを勘案し、差し迫った危険性が予見される箇所から優先的に対策を検討・実施します。</p> <p>2. 流域で雨水を「ためる」対策 公園やグラウンド、道路、公共施設等の管理者は、雨水貯留および地下浸透対策を実施します。<u>農林業関係者は、森林や農地を適正に保全管理</u>することにより、保水機能や地下浸透機能の維持を図ります。そのことにより、流域全体での雨水貯留機能を維持向上させ、降雨の急激な流出を緩和し河川や水路にかかる負荷を軽減します。</p> <p>(1) 森林や水田の洪水緩和機能等の保全 森林や田畑については、雨水を一時的に貯めたり地下浸透させる多面的な機能を有しており、この機能が持続的に発揮されるよう維持保全していくことが必要です。また、手入れが行き届いていない山林の倒木などが流木となり、被害拡大の原因となる場合があります。 森林の洪水緩和機能の維持や流木による洪水被害の拡大予防のため、「琵琶湖森林づくり条例」(平成16年4月)の基本理念のもと、<u>県は、森林所有者、森林組合、住民、事業者と協働して森林の多面的な機能の保全に努めます。</u></p> <p>また、優良農地を保全整備し将来にわたって確保していくため、県および市町は、農業振興地域の整備に関する法律など関係法令の的確な運用や、農業振興に必要な施策を実施するとともに、田畑の所有者や耕作者は、<u>農業の営みを通した</u></p>	<p>: 必ずしも限定できないと考えます。河川法に基づき水害防備林を整備・保全するための樹林帯制度は現存しており、吉野川など県外ではこれらを活用した整備事例があります。</p> <p>・流況は、洪水時の水位上昇ではないのか (大津土木) : 洪水の継続時間も重要な要素です。洪水時の水位上昇の状況も含め流況としています。</p> <p>・「<u>農林業関係者は適正な保全管理</u>」農地の適正な保全管理とは、どのような管理を想定されているのか？また、<u>農林業関係者に県が想定する適正な保全管理を義務づけるのか。</u> (農村整備課) : 義務付けは行いません。ご指摘の主旨を踏まえて修正します。</p> <p>・「<u>洪水緩和機能</u>」という言い方がよいのか。「<u>森林や耕作地の雨水貯留機能の保全</u>」ではどうか : 「洪水緩和機能」は森林分野で多く用いられている用語ですが、水田に対しても一般的に用いられており、案のとおりとします。</p> <p>・<u>市町の役割を記載すべき。</u> (環境政策課) : ご指摘に基づき修正します。</p> <p>・「<u>農業の営みを通した</u>」とは。 (大津土木)</p>	<p>が生じる想定頻度や破堤時の被害の大きさを勘案し、差し迫った危険性が予見される箇所から優先的に対策を検討・実施します。</p> <p>2. 流域で雨水を「ためる」対策 公園やグラウンド、道路、公共施設等の管理者は、雨水貯留および地下浸透対策を実施します。農林業関係者が、森林や農地の適正な保全管理に務めることができるよう、県および市町は支援を行い、保水機能や地下浸透機能の維持を図ります。そのことにより、流域全体での雨水貯留機能を維持向上させ、降雨の急激な流出を緩和し河川や水路にかかる負荷を軽減します。</p> <p>(1) 森林や水田の洪水緩和機能等の保全 森林や田畑については、雨水を一時的に貯めたり地下浸透させる多面的な機能を有しており、この機能が持続的に発揮されるよう維持保全していくことが必要です。また、手入れが行き届いていない山林の倒木などが流木となり、被害拡大の原因となる場合があります。 森林の洪水緩和機能の維持や流木による洪水被害の拡大予防のため、「琵琶湖森林づくり条例」(平成16年4月)の基本理念のもと、<u>滋賀県は、市町および国と相互に連携を図り、森林所有者、森林組合、住民および事業者等と協働して森林の多面的な機能の保全に努めます。</u></p> <p>また、優良農地を保全整備し将来にわたって確保していくため、県および市町は、農業振興地域の整備に関する法律など関係法令の的確な運用や、農業振興に必要な施策を実施するとともに、田畑の所有者や耕作者は、<u>農業の営みを通した</u></p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>適正な保全管理に努めます。</p> <p>(2) 貯留機能の強化 河川・水路等への降雨の急激な流出を緩和するため、市町は、下水道(雨水)事業との調整を図りながら、県、事業者および住民と連携し、<u>条例等による規制や助成等を活用し</u>、以下に示す流出抑制対策を積極的に進めます。 ◇雨水貯留対策(公園、グラウンド、ため池、調整池等を活用した貯留、各家庭や公共施設での雨水タンクによる貯留など) ◇地下浸透対策(道路における透水性舗装や浸透側溝、各家庭や公共施設における浸透ますの設置など)</p>	<p>: 農産物の生産活動を継続することにより、農用地の適正な保全管理がなされることを表現しています。</p> <p>・ここでは水田の一時貯留機能を認めています、P5において「水田の貯留機能は限定的」とされています。矛盾は生じませんか?そもそも、水田に期待するほどの洪水緩和機能はありません。 (農村振興課) : 本方針でも記載しているように、日常的に生じる中小洪水については一定の洪水調節機能を発揮します。また、河川計画もこれらの貯留機能を前提としていることから、これらの機能保全は治水上非常に重要です。</p> <p>・適正な保全管理とは。田畑の所有者、耕作者に適正な保全管理を義務づけるのか (農村振興課) : 農業関係者は、営農(生産活動)を継続して行っていくために農地の管理は必要であり、治水的にも減災を考えた場合、みんなで取り組んでいこうというものです。</p> <p>・「市街地における雨水貯留機能の改善」ではどうか。 (大津土木) : 初めの段落につきましては、ご指摘の内容となりますが、後段の都市計画法等に基づく開発協議につきましては、市街地に限定されないため、案のとおりとします。</p> <p>・雨水貯留対策に水田は含まないのか。 (農村振興課) : ここでは、市町が条例等による規制や助成を活用し対策を行うものについて表記しておりますので、水田は対象となりにくいと考えます。</p> <p>・「公園やグラウンド、道路、公共施設等の管理者は、雨水貯留及び地下浸透対策を実施する」と言い切っているが本基本方針案の作成に当り、各管理者との調整が図れていない</p>	<p>適正な保全管理に努めます。</p> <p>(2) 貯留機能や地下浸透機能の強化 河川や水路等への降雨の急激な流出を緩和するため、市町は、下水道(雨水)事業との調整を図りながら、県、事業者等および住民と連携し、条例等による規制や助成等を活用し、以下に示す流出抑制対策を積極的に進めます。 ◇雨水貯留対策(公園、グラウンド、ため池、調整池等を活用した貯留、各家庭や公共施設での雨水タンクによる貯留など) ◇地下浸透対策(道路における透水性舗装や浸透側溝、各家庭や公共施設における浸透ますの設置など)</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案																												
<p>また、都市計画法等に基づく開発行為の許可に関して、各河川の管理者（県および市町）は、開発に対する雨水排水基準や開発指導要綱を設け、<u>流下能力が不足する場合など必要に応じて流出抑制施設の設置を指導します。</u> <u>県および市町は、開発区域からの適正な雨水流出を図るため、適宜、開発行為に関する技術基準等の見直しを行います。</u></p> <p>表一3：貯留機能の強化に関する役割分担</p> <table border="1" data-bbox="152 762 757 1321"> <tr> <td>県</td> <td>主体</td> <td>管理施設における貯留設置および維持管理 1級河川に係る開発地における雨水排水処理の指導</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町</td> <td>主体</td> <td>管理施設における貯留施設の設置および維持管理 普通河川等に係る開発地における雨水排水処理の指導</td> </tr> <tr> <td>支援</td> <td>家庭における対策の普及支援</td> </tr> <tr> <td>住民</td> <td>主体</td> <td>家庭における貯留施設の設置および維持管理</td> </tr> <tr> <td>事業者等</td> <td>主体</td> <td>管理施設における貯留施設の設置および維持管理</td> </tr> </table> <p>3. はん濫を一定の地域に「とどめる」対策</p>	県	主体	管理施設における貯留設置および維持管理 1級河川に係る開発地における雨水排水処理の指導	市町	主体	管理施設における貯留施設の設置および維持管理 普通河川等に係る開発地における雨水排水処理の指導	支援	家庭における対策の普及支援	住民	主体	家庭における貯留施設の設置および維持管理	事業者等	主体	管理施設における貯留施設の設置および維持管理	<p>のではないかと。(大津市) :特に、既に事業実施されている貴市等以外の市町には、この行政部会WG（まちづくりWG、防災WG）や本委員会での議論を通して、理解を得ることが必要と考えております。</p> <p>・整理要。もっとすっきり、一つの文章にできないか。(大津土木) :初めの文章では、現状での業務について、次の文章では今後基準の見直しも含め表記しております。</p> <p>・表-3「雨水貯留対策」の役割分担に加え、「地下浸透対策」の役割分担を追加すべきと考えます。(住宅課) :ご意見に基づき追記します。</p>	<p>また、都市計画法等に基づく開発行為の許可に関して、各河川の管理者（県および市町）は、開発に対する雨水排水基準や開発指導要綱を設け、流下能力が不足する場合など必要に応じて流出抑制施設の設置を指導します。 県および市町は、開発区域からの適正な雨水流出を図るため、適宜、開発行為に関する技術基準等の見直しを行います。</p> <p>表一3：貯留機能や地下浸透機能の強化に関する役割分担</p> <table border="1" data-bbox="1572 762 2177 1359"> <tr> <td>県</td> <td>主体</td> <td>管理施設における貯留施設や地下浸透施設の設置および維持管理 1級河川に係る開発地における雨水排水処理の指導</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町</td> <td>主体</td> <td>管理施設における貯留施設や地下浸透施設の設置および維持管理 普通河川等に係る開発地における雨水排水処理の指導</td> </tr> <tr> <td>支援</td> <td>家庭における対策の普及支援</td> </tr> <tr> <td>住民</td> <td>主体</td> <td>家庭における貯留施設や地下浸透施設の設置および維持管理</td> </tr> <tr> <td>事業者等</td> <td>主体</td> <td>管理施設における貯留施設や地下浸透施設の設置および維持管理</td> </tr> </table> <p>3. はん濫を一定の地域に「とどめる」対策</p>	県	主体	管理施設における貯留施設や地下浸透施設の設置および維持管理 1級河川に係る開発地における雨水排水処理の指導	市町	主体	管理施設における貯留施設や地下浸透施設の設置および維持管理 普通河川等に係る開発地における雨水排水処理の指導	支援	家庭における対策の普及支援	住民	主体	家庭における貯留施設や地下浸透施設の設置および維持管理	事業者等	主体	管理施設における貯留施設や地下浸透施設の設置および維持管理
県	主体	管理施設における貯留設置および維持管理 1級河川に係る開発地における雨水排水処理の指導																												
市町	主体	管理施設における貯留施設の設置および維持管理 普通河川等に係る開発地における雨水排水処理の指導																												
	支援	家庭における対策の普及支援																												
住民	主体	家庭における貯留施設の設置および維持管理																												
事業者等	主体	管理施設における貯留施設の設置および維持管理																												
県	主体	管理施設における貯留施設や地下浸透施設の設置および維持管理 1級河川に係る開発地における雨水排水処理の指導																												
市町	主体	管理施設における貯留施設や地下浸透施設の設置および維持管理 普通河川等に係る開発地における雨水排水処理の指導																												
	支援	家庭における対策の普及支援																												
住民	主体	家庭における貯留施設や地下浸透施設の設置および維持管理																												
事業者等	主体	管理施設における貯留施設や地下浸透施設の設置および維持管理																												

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>県は、「地先の安全度」に関する情報を活用し、流域・はん濫原での改変行為（連続盛土構造物の設置・撤去等）の影響を調査します。また、県は調査結果に基づき、一部の地域の水害リスクが著しく高まる場合など、必要に応じて改変行為を行うもの（原因者）に対してはん濫原減災対策の実施など適切な対応を求めます。</p> <p>また、家屋が立地した場合に、家屋流失や水没が想定される箇所や、床上浸水の頻発が想定される箇所では、<u>新たな条例を制定等により土地利用・建築の規制を行い、人的被害や深刻な資産被害を回避・軽減します。ただし、これらの規制にあたっては、新たなまちづくりや歴史的に形成された景観の保全への取り組みを阻害しないよう最大限配慮します。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「家屋が立地した場合に・・・」とありますが、意味が分かりにくい。場合によっては、家屋が新たに立地した場合ともとれるので表現を検討していただきたい。（建築指導室） ：ご指摘のとおり、誤解のないように「家屋が立地した場合に、」を削除します ・「新たな条例を制定する等により」に訂正。（大津土木） ：ご指摘に基づき修正します。 ・「新たな条例を制定等により土地利用・建築の規制を行い、・・・」とありますが、意見対応反映シート -50- では、「治水条例における「新たな規制」として制限を設けるものではないと考えています。」とあるが、相反する内容となっているのでは。（建築指導室） ：都市計画法においては、既に都市計画基準として「溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地」について、市街化区域に含まないものと規定されています。新たな条例で都市計画基準の範囲を明確にすることで、都市計画法に定める土地利用の適正化が図れるものと考えています。すなわち、「治水条例における新たな規制」として制限を設けるものではないと考えています。 ・「ただし、これらの規制にあつては、新たなまちづくりや歴史的に形成された景観の保全の取り組みを阻害しないよう最大限配慮します。」とありますが、表-4 では「建築基準法第39条に基づく災害危険区域の指定をおこない、建築 	<p>滋賀県は、「地先の安全度」に関する情報を活用し、流域・はん濫原での改変行為（連続盛土構造物の設置・撤去等）の影響を調査します。また、県は調査結果に基づき、一部の地域の水害リスクが著しく高まる場合など、必要に応じて改変行為を行うもの（原因者）に対してはん濫原減災対策の実施など適切な対応を求めます。</p> <p>また、<u>新たな条例の制定等により家屋流失や水没が想定される箇所における建築規制や、床上浸水の頻発が想定される箇所における土地利用規制を行い、人的被害や深刻な資産被害を回避・軽減します。ただし、これらの規制にあたっては、新たなまちづくりや歴史的に形成された景観の保全への取り組みを阻害しないよう最大限配慮します。</u></p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>(1) 既存の氾濫流制御施設の機能復元・維持等 県は、流域に残る二線堤、輪中堤および霞堤について、治水上の役割や効果等を再評価し、現状の土地利用と整合を図りながら、機能の復元・維持や新たな整備を行います。 なお、遊水機能を有する霞堤の機能の復元・維持や新たな整備を進める際、河川整備の計画洪水の処理に資する場合、本堤との間の土地を河川区域に指定することも検討します。</p> <p>(2) 連続盛土構造物によるリスク転嫁の回避・軽減、または連続盛土構造物の有効活用 流域・はん濫原を横断する道路・鉄道などの連続盛土構造物を設置する場合、当該施設がはん濫流をせき止める効果を発揮し、はん濫流の上流側では被害を助長する一方で下流側では被害を軽減する場合があります。 そのため、県は、連続構造物の設置によって一部の地域に過度にリスク転嫁がされないよう事業者に対して連続盛土の一部に暗渠を設置したり避溢橋構造としたりするなど必要な対策を求めます。 また、地域の土地利用によっては、連続盛土構造物の設置により全体として被害が軽減される場合もあることから、地域合意が得られる場合には、県は、事業者と連携し、はん濫</p>	<p>規制を行う」とあり、建築基準法の規制は最低限の規制であることから、景観への配慮をおこなうならば建築基準法の規制はなじまないのでは。 (建築指導室) : 最低限の安全性を確保するための対策は必ずしも画一的なものではなく、昭和34年通達にも、いくつかの選択可能な態様が示されています。それらを参考に、最低限の安全性を確保するために、講じうる複数の対策を示すことで、一定程度、景観等に配慮することが可能であると考えております。</p> <p>・「存在する」が適切では。 (耕地課) : ご指摘のとおり修正します。</p> <p>・二線堤、輪中堤、霞堤を復元・新たな整備をすることはないのでは。 (大津土木) : 必要に応じて地域の同意のもと実施することはあります。県外では、ほ場整備で一旦撤去された二線堤が、道路事業と連携して復元された事例があります。</p> <p>・連続盛土構造物の有効利用は、現実には不可能(に限りなく近い)であり、記載すべきでないとするが。(大津土木) : 現実に整備された事例は多くあります。少なくとも、明らかになったリスクを元に、減災対策として有効なもの、あるいは、被害を助長するような行為に対し指導・調整することは可能で、公共の福祉を標榜する行政の責務と考えられます。</p> <p>・必ずしなければならぬ対策なので、強制すれば良い (大津土木) : 現状では、法制度上の「必ずしなければならぬ対策」となっておりません。現段階では「望ましい対策」であり、強制するまでの法整備がなされておらず、事業者の理解を</p>	<p>(1) 既存の氾濫流制御施設の機能復元・維持等 滋賀県は、流域に存在する二線堤、輪中堤および霞堤について、治水上の役割や効果等を再評価し、現状の土地利用と整合を図りながら、機能の復元・維持や新たな整備を行います。 なお、遊水機能を有する霞堤の機能の復元・維持や新たな整備を進める際、河川整備の計画洪水の処理に資する場合、本堤との間の土地を河川区域に指定することも検討します。</p> <p>(2) 連続盛土構造物によるリスク転嫁の回避・軽減、または連続盛土構造物の有効活用 流域・はん濫原を横断する道路・鉄道などの連続盛土構造物を設置する場合、当該施設がはん濫流をせき止める効果を発揮し、はん濫流の上流側では被害を助長する一方で下流側では被害を軽減する場合があります。 そのため、滋賀県は、連続構造物の設置によって一部の地域に過度にリスク転嫁がされないよう事業者等に対して連続盛土の一部に暗渠を設置したり避溢橋構造としたりするなど必要な対策を求めます。 また、地域の土地利用によっては、連続盛土構造物の設置により全体として被害が軽減される場合もあることから、地域合意が得られる場合には、滋賀県は、事業者と連携し、は</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>流制御施設として当該施設の有効活用を図ります。</p> <p>(3) 安全な土地利用や住まい方の誘導</p> <p>1) 安全な土地利用に関すること</p> <p>都市計画やまちづくり計画については、住宅供給や交通計画、都市景観、防災防犯など多くの要素を考慮して決定されていますが、今後は河川整備の進捗や浸水予想の情報もできるだけ反映し、水害にも備えた計画となるよう見直しを進めていく必要があります。</p> <p>そのため県は、<u>床上浸水の頻発が想定される箇所※3</u>においては、新たに市街化区域へ編入することを原則禁止することとします。あわせて、被害回避に係る技術基準を設けることなどにより、<u>都市計画法の開発許可制度を連動させ</u>、水害に対して<u>最低限の安全性を確保した開発を促進</u>します。</p>	<p>得ながら、県民の安全・安心のための対策を求めることとなります。</p> <p>・「<u>床上浸水の頻発が想定される箇所</u>」は河川工事の実施により刻々と変化していくことが考えられるが、<u>更新期間はどのように考えていくのか</u>。また、<u>更新を公表した結果、施設が不要となった場合は投資した施設費が無駄となること</u>が考えられるが。 (東近江土木)</p> <p>: ご指摘の内容につきましては、5年を目安に更新していく予定です。また、先行投資した分早く開発できることでメリットが生じるとともに、河川整備後においても、整備水準を超える洪水に対して効果を発揮するため、無駄な投資ではありません。開発に伴う洪水調整池に関しても同様の議論があてはまると考えられます。</p> <p>・「<u>頻発が</u>」は「<u>頻発に</u>」ではないのか。 (大津市)</p> <p>: 特に誤解は生じないと思われることから、原文どおりとします。</p> <p>・<u>土地区画整理事業等は、開発許可の対象とならないため、基本方針に基づき審査・指導を行うことは出来ない</u>と思われる。開発許可制度の後に「等」を入れて広く対象とするようにしてはいかがか。 (県民生活課)</p> <p>: ご指摘のとおり修正します。</p>	<p>ん濫流制御施設として当該施設の有効活用を図ります。</p> <p>(3) 安全な土地利用や住まい方の誘導</p> <p>1) 安全な土地利用に関すること</p> <p>都市計画やまちづくり計画については、住宅供給や交通計画、都市景観、防災防犯など多くの要素を考慮して決定されていますが、今後は河川整備の進捗や浸水予想の情報もできるだけ反映し、水害にも備えた計画となるよう見直しを進めていく必要があります。</p> <p>そのため滋賀県は、<u>床上浸水の頻発が想定される箇所※3</u>においては、新たに市街化区域へ編入することを原則禁止することとします。あわせて、被害回避に係る技術基準を設けることなどにより、<u>都市計画法の開発許可制度等を連動させ</u>、水害に対して<u>最低限の安全性を確保した開発を促進</u>します。</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>また、流域治水対策などの減災の考え方が組み入れられた国土利用計画および土地利用基本計画に基づき安全で安心できる県土利用を進めます。</p> <p>市町は、県の条例や国土利用計画等に基づき、順次市町国土利用計画等の見直しを進めます。</p> <p>2) 住まい方の工夫に関すること</p> <p>県は、家屋流失や水没が想定される箇所※4 については、人的被害を回避するため住居の用に供する建築物および公的施設（病院、学校、官公庁等）の建築を原則禁止し、<u>人的被害を回避するために必要な対策が講じられたと認められる場合に建築を許可します。その実効性を高めるため、県は、既存建築の建て替えや改築については助成等を行います。</u></p> <p>住民や事業者等が、<u>規制区域以外の比較的リスクの高い場所においても、地域の水害履歴や「地先の安全度」に関する情報を参考に、建築物の建築の回避や敷地の嵩上げなどの住まい方の工夫ができるよう、県は耐水建築のガイドラインを策定するとともに、市町と協働して指導や普及啓発を行います。</u></p>	<p>・「最低限」という言葉はおかしい「開発の指導基準」等ではないのか。 (大津市)</p> <p>: この言葉は、水害に対する安全性の「大きさ」を示す形容詞であり、想定される水害発生の規模（開発指導基準による降雨強度）に応じた安全性を最低限確保するという意味です。</p> <p>・「人的被害を回避するために必要な対策」は誰がおこなうのか。 (東近江土木)</p> <p>: 建築主が行うものですが、既存不適格物件に対しては、一定の助成を行うこととしております。</p> <p>・「その実効性を高めるため、・・・助成等を行います。」とありますが、<u>実効性を高めるために法規制を行い、それに伴う負担増解消のため助成をおこなうのでは。(建築指導室)</u></p> <p>: ご指摘のとおり、実効性を高めるために建築規制を行うものです。なお、「地先の安全度」による評価により、既に建築された建築物のリスク回避を図るために、助成等の措置により、「人的被害の回避を図る実効性を高める」と表現しています。</p> <p>・「既存建築」は「既存建築物」または「既存建物」とすべきでは。 (建築指導室)</p> <p>: ご指摘のとおり、「既存建築物」に修正します。</p>	<p>また、流域治水対策などの減災の考え方が組み入れられた国土利用計画および土地利用基本計画に基づき安全で安心できる県土利用を進めます。</p> <p>市町は、県の条例や国土利用計画等に基づき、順次市町国土利用計画等の見直しを進めます。</p> <p>2) 住まい方の工夫に関すること</p> <p>滋賀県は、家屋流失や水没が想定される箇所※4 については、<u>建築基準法第39条に基づく災害危険区域を活用した建築規制を行い、人的被害を回避するため住居の用に供する建築物および公的施設（病院、学校、官公庁等）の建築を原則禁止し、人的被害を回避するために必要な対策が講じられたと認められる場合に建築を許可します。その実効性を高めるため、県は、<u>既存建築物の建て替えや改築については助成等を行います。</u></u></p> <p>住民や事業者等が、規制区域以外の比較的リスクの高い場所においても、地域の水害履歴や「地先の安全度」に関する情報を参考に、建築物の建築の回避や敷地の嵩上げなどの住まい方の工夫ができるよう、県は耐水建築のガイドラインを策定するとともに、市町と協働して<u>安全な住まい方についての指導や普及啓発を行います。</u></p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
	<p>・前段落内に「規制区域」の定義を追記する等「規制区域」の解説を追記すべきと考えます。 (住宅課) : ご指摘に基づき修正します。</p> <p>・「地先の安全度」を公表したときに土地の評価額が下落することが考えられる。公表後に土地を売る場合、下落額の対応と土地を担保に入れて融資をうける場合の対応はどうか。 (東近江土木) : 特に対応は考えておりません。「地先の安全度」を公表した場合に土地評価額が下落する可能性は低いと考えております。そもそも「地先の安全度」はその土地が潜在的に有するリスクを科学的に明らかにしたに過ぎません。現実的には、土地価格は様々なリスクと利便性のバランスの中で規定されており、既に土地の潜在的なリスクも概ね考慮されています。水害リスクは、一定の知識があれば、水害履歴や地形・標高等からある程度推測することは可能です。これまで河川管理者は、県下のいくつかの河川で浸水想定区域図が公表してきましたが、そのことにより地価が下落したことは確認されていないことから、リスク情報の公表に伴う地価下落の可能性は低いと考えられます。リスク情報に不合理な部分があり、そのために特別の被害が生じた場合については、当然、補償の対象となると考えております。</p> <p>・「市町と協働して、指導や普及啓発を行います。」とありますが、何を「指導」し、何を「普及啓発」するのか明確にした方がよいのでは。 (建築指導室) : 流域治水の考え方においては、「地先の安全度」によって住民が居住する各地点の水害リスクが定量的に評価することが可能となったことから、水害から人命被害および資産被害の回避を図るため、「地先の安全度」の普及啓発や、建築</p>	

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
	<p>規制や土地利用規制等、安全な住まい方の指導を行う必要があると考えています。なお、既存法令においても災害防止に関する規定がそれぞれ設けられており、各法令の趣旨に基づいて必要な指導や普及啓発を行っていただくことも、重要であると考えています。このことから、ご指摘にもとづき、「安全な住まい方についての」を追記します。</p> <p>・建築基準法第 39 条に基づく災害危険区域の指定を行い、建築規制を行うとあるが、規制する区域として 200 年に 1 回以上の頻度で発生することが想定される個所を対象としているように読めるが、そのような解釈でよいか。</p> <p>また、基準法第 39 条で建築規制を行う場合の適法性・妥当性については、昭和 40 年 12 月 10 日住指発 193 号において、①将来における災害発生の確実性②制限が必要最小限度のものかを判断の基準としている。そのことから考えると 39 条による建築規制はその妥当性に欠けるのではないかと考えられます。</p> <p>さらに、規制のための条例制定および規制区域の指定と、規制を運用していく主体は県であると考えてよいのか。</p> <p>(草津市)</p> <p>: 第二章で述べましたように、気候変動等による外力の増加により、治水施設のみをもって安全を守り続けることは困難な状況であります。</p> <p>県では、学識者部会の提言にもありますように、建築基準法第 39 条の適用については、回復不可能な人命被害の回避のみを目的にする(=資産被害の回避は目的に含めない)こと、下流淀川の計画規模の外力に限定していることで、必要最小限度と判断しております。リスク情報が明らかとなった段階で、規制の態様をこれ以上緩和することは、憲法で補償された人命保護の観点から逆に合理を欠くものと考えられます。なお、200 年に 1 回の発生頻度とは、30 年間に約 14%の確率で発生することを意味しており、琵琶湖西岸断層地震(M7.8)と比しても高頻度です。</p>	

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
	<p>また、平成12年度に施行された土砂災害防止法に見られますように、被災の未然防止の観点から建築規制を行う必要性も認識いただけていると思っております。</p> <p>さらには、現在、国では社会資本整備審議会安全・安心まちづくり小委員会において、水害に強いまちづくり施策の一環として建築基準法に基づく災害危険区域の活用について議論されているところであります。</p> <p>なお、日頃より建築実務に携わっていただいているお立場から、経験的に妥当と思われる範囲について具体的にご意見をいただけるとありがたいと思っております。</p> <p>また、条例制定等の主体につきましては、基礎自治体の範囲を超える広域的な水害リスクを基礎情報とした施策であることから、滋賀県が主体となるべきと考えております。現行法制度で定められる権限及び地方分権の趣旨などを踏まえつつ、可能な限り滋賀県を主体とした方向で県条例を制定し、それに基づき実施します。</p> <p>なお、規制の様態に関わらず、住民の人的被害や資産被害を回避するためには、住民の方々と最も近い自治体である市町の協力は欠かせませんので、よろしく申し上げます。</p> <p>・ 建築・土地利用制限にかかる施策に関して、県条例を制定し、それに基づき実施するとの回答であったが、表4で「建築基準法第39条に基づく災害危険区域の指定を行い、建築規制を行う」となっている。しかし、大津市は建築に関しては、独自の建築基準条例を設けており、県が主体的に実施することとはならないと思われるので、ご見解をお伺いしたい。 (大津市)</p> <p>：ご指摘のとおり、滋賀県建築基準条例は大津市については適用除外となっています。流域治水政策における建築規制を行うに当たっては、原則として、現行法制度で定められる権限及び地方分権の趣旨などを踏まえつつ、可能な限り滋賀県を主体とした方向で県条例を制定する方向で検討</p>	

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<div data-bbox="152 1034 757 1233" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※3 0.5m以上の浸水が10年に一回以上の頻度で発生することが想定される箇所</p> <p>※4 2.5m³/s²以上の流体力および3m以上の浸水が200年に1回以上の頻度で発生することが想定される箇所</p> </div> <p data-bbox="73 1278 757 1305">表一4：安全な土地利用や住まい方の誘導に関する役割分担</p>	<p data-bbox="808 181 1469 248">していますが、当然のことながら県内全域で確保することが望ましいと考えております。</p> <p data-bbox="808 258 1469 368">このことから、今後、災害危険区域制度の活用等を検討する過程において、大津市建築基準条例との関係も踏まえ、十分検討・説明していきたいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="792 378 1469 563">・また、流域治水基本条例の減災対策で「建築・土地利用規制の区域指定及び態様、連続盛土・構造物の設置協議を定める」とあるが、表4の建築基準法第39条による規制と重複することとなり、混乱を生じることから、流域治水基本条例のみで建築規制をしていただきたい。(大津市) <p data-bbox="792 572 1469 758">：建築基準法においては、第1条において、「建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命・健康および財産の保護を図る」ことを目的とされており、災害危険区域制度についても、この目的を達成するために設定されていると理解しています。</p> <p data-bbox="808 767 1469 874">流域治水政策における建築規制の目的においても、県民の人的被害を防止する観点から建築規制を行う必要があると認識しており、</p> <p data-bbox="808 884 1469 951">建築基準法と県で策定する条例との整理を行い、混乱が生じることのないよう十分説明・検討していきます。</p>	<div data-bbox="1570 1034 2175 1233" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※3 0.5m以上の浸水が10年に一回以上の頻度で発生することが想定される箇所</p> <p>※4 2.5m³/s²以上の流体力および3m以上の浸水が200年に1回以上の頻度で発生することが想定される箇所</p> </div> <p data-bbox="1491 1278 2175 1305">表一4：安全な土地利用や住まい方の誘導に関する役割分担</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)				(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案			
県・市町	主体	床上浸水の頻発が想定される箇所については、都市計画法7条に基づき新たに市街化区域に含めない家屋流失や水没が想定される箇所については、建築基準法第39条に基づき災害危険区域の指定を行い、建築規制を行う			県・市町	主体	床上浸水の頻発が想定される箇所については、都市計画法7条に基づき新たに市街化区域に含めない家屋流失や水没が想定される箇所については、建築基準法第39条に基づき災害危険区域を活用し、建築規制を行う	
	支援	安全な住まい方のための基礎地盤の嵩上げや、耐水化建築に必要な費用の一部を助成する				支援	安全な住まい方のための基礎地盤の嵩上げや、耐水化建築に必要な費用の一部を助成する	
住民事業者等	主体	危険な場所への建築を回避したり、敷地を高くするなど、水害に備えた住まい方の工夫を行う			住民事業者等	主体	危険な場所への建築を回避したり、敷地を高くするなど、水害に備えた住まい方の工夫を行う	
<p>4. 水害に「そなえる」対策</p> <p>県は、「地先の安全度」に関する情報を広く公表し、国・市町等の関係機関と協働して積極的に普及を行い、流域で暮らす住民と水害リスクに関する認識の共有を図ります。その上で、関係機関・住民と協働し、地域の実情を踏まえたきめ細やかな避難計画の検討を行うなど、より着実な水害対応の実現を図ります。</p> <p>(1) 水害に対する意識の向上 (知恵を広める)</p> <p>1) 新しい情報を活用する</p> <p>県は、水防法に基づく主要な河川の浸水想定区域図の公表に加え、身近な河川・水路等からの氾濫をも考慮した「地先の安全度」に関する情報を広く整備・開示し、さまざまな手段を用いて、すべての住民との共有を進めます。これらの情報については、河川・水路等の治水施設の整備の進捗やはん濫解析技術などの進歩に応じて適時適切に更新していきま</p>				<p>・冒頭、「県は」とあるが、後段の「その上で、... 避難計画の検討」を本当に県が行うのか。(1)1)②のことか、②は国もか。市町にお任せできないのか。(大津土木)</p> <p>: ご指摘の内容につきましては、現在におきましても、市町と協働で、水害に強い地域づくり協議会の取り組みとして地域の実情を踏まえたきめ細やかな避難計画の検討を実施しております。従いまして、②のまるごとまちごとハザードマップのことを言っているではありません。まるごとまちごとハザードマップは、洪水ハザードマップの整備促進が求められるなか、国が県や市町と協働で取り組んでいるものです。</p> <p>・「水害に備えるために」に修正してはどうか。(大津土木)</p> <p>: ご指摘のとおり修正します。</p>	<p>4. 水害に「そなえる」対策</p> <p>滋賀県は、「地先の安全度」に関する情報を広く公表し、国および市町等の関係機関と協働して積極的に普及を行い、流域で暮らす住民と水害リスクに関する認識の共有を図ります。その上で、関係機関および住民と協働し、地域の実情を踏まえたきめ細やかな避難計画の検討を行うなど、より着実な水害対応の実現を図ります。</p> <p>(1) 水害に対する意識の向上 (知恵を広める)</p> <p>1) 新しい情報を活用する</p> <p>滋賀県は、水防法に基づく主要な河川の浸水想定区域図の公表に加え、身近な河川や水路等からの氾濫も考慮した「地先の安全度」に関する情報を広く整備・開示し、さまざまな手段を用いて、すべての住民との共有を進めます。これらの情報については、河川や水路等の治水施設の整備の進捗やはん濫解析技術などの進歩に応じて適時適切に更新していきま</p>			

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>す。さらに県は、これらとあわせ、雨量・水位（予測値も含む）や、河川の流下能力、堤防点検結果等を<u>水害対策</u>に有効なさまざまな情報を積極的に発信していきます。</p> <p>市町は、従前の浸水想定区域図に加え、県が新たに作成公表する「地先の安全度」に関する情報についても、洪水ハザードマップ等の基礎情報として活用を進めます。なお、県はハザードマップの作成や更新作業が円滑に進むよう、市町に対し継続的に技術的、<u>財政的支援</u>を行います。</p> <p>また、洪水ハザードマップをより有効に活用していくため、以下の取り組みを行います。</p> <p>① 市町は、ハザードマップが身近なものとなるよう、出来るだけ住民協働で作成するとともに、他の災害を含めた複合的なマップづくりを進める。</p> <p>②国、県および市町は、各地域において日常生活の中で水害の危険性を実感し、住まい方の工夫などの水害対策や避難対策を自主的に進めていけるよう想定される浸水深や避難所などの情報看板を街中に設置する「まるごとまちごとハザードマップ」などを<u>住民協働</u>で進める。</p> <p>③住民および事業者等は、協働して地域独自の避難判断の目安や避難体制などを記載した地区別避難計画づくりを進めるものとし、国、県および市町は各地域での具体的な計画づくりが円滑に進むよう、技術的な支援を行う。</p> <p>国・県・市町は、1人でも多くの住民が水害に備える知識を知るために、住民自らや事業者等が行う以下の取り組みを促進し積極的に支援していきます。</p> <p>◇住民自らが勉強し、地域での水害への備えに役立つ知識や情報を得る努力をする。</p>	<p>・整理要。何度も同じことがかかっているのでは。(大津土木) : ご指摘に基づき修正します。</p> <p>・「財政的支援」 ここは財政的支援が明確に記載されていますが、予算措置の裏付けがあるからでしょうか。その他の頁にも支援的な記載がありますが、それらにも財政的支援は受けられないのでしょうか。 (農村振興課) : ご指摘の内容につきましては、これまで、国の「下水道浸水被害軽減総合事業」「総合流域防災事業(～H21)」や県の「ハザードマップ活用支援事業」等の支援制度が用意されてきております。その他の支援につきましても、流域治水を実効性あるものとするため、政策の推進と並行して支援制度を確立してまいります。</p> <p>・情報看板の設置は住民協働ではなく、自治体が早急に整備するもの。(大津土木) : ご指摘のとおり、自治体が整備するものですが、住民と協働で取り組むことが大切です。</p> <p>・地域に入ってくる人々とは。引っ越してこられる人々、訪問される人々、通りすがりの人々など如何様にも読めますが、対象を限定する必要はありませんか?ここでは引っ越</p>	<p>す。さらに滋賀県は、これらとあわせ、雨量・水位（予測値も含む）や、河川の流下能力、堤防点検結果等を<u>水害</u>にそなえるために有効なさまざまな情報を積極的に発信していきます。</p> <p>市町は、従前の浸水想定区域図に加え、県が新たに作成公表する「地先の安全度」に関する情報についても、洪水ハザードマップ等の基礎情報として活用を進めます。なお、滋賀県はハザードマップの作成や更新作業が円滑に進むよう、市町に対し継続的に技術的、財政的支援を行います。</p> <p>また、洪水ハザードマップをより有効に活用していくため、以下の取り組みを行います。</p> <p>①市町は、ハザードマップが身近なものとなるよう、出来るだけ住民協働で作成するとともに、他の災害を含めた複合的なマップづくりを進める。</p> <p>②国、県および市町は、各地域において日常生活の中で水害の危険性を実感し、住まい方の工夫などの水害対策や避難対策を自主的に進めていけるよう想定される浸水深や避難所などの情報看板を街中に設置する「まるごとまちごとハザードマップ」などを住民協働で進める。</p> <p>③住民および事業者等は、協働して地域独自の避難判断の目安や避難体制などを記載した地区別避難計画づくりを進める。</p> <p>国、県および市町は、1人でも多くの住民が水害に備える知識を知るために、住民自らや事業者等が行う以下の取り組みを促進し積極的に支援していきます。</p> <p>◇住民自らが勉強し、地域での水害への備えに役立つ知識や情報を得る努力をする。</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>◇地域単位の避難マップの作成や図上訓練を実施する。 ◇子供たちや若い世代、新たに地域に入ってくる人々に、水害の危険性や水害に備える知恵を伝える工夫をする。 ◇川沿いを歩いて川の状況を日常的に把握したり、川に関する各種活動を実施するなど、住民の川への関心を<u>引き戻す努力を行う</u>。</p> <p>2) 先人の知恵から学ぶ 滋賀県は、関係市町と協働し、地域の水害経験や水害に備える知恵が将来にわたり伝承されるよう、水害経験者からの聞き取り調査を行い記録に留めるとともに<u>できる限り広く発信</u>します。 また、住民・事業者等が行う親しみや楽しみのある川を取り戻す取り組みは、住民が主体的に川と人との関わりを再考し、当事者意識を高め洪水に備える意識を取り戻すきっかけとなることから、県は市町と協働し、これらの取り組みに参画し有用な情報を提供するなど積極的な支援を行います。</p>	<p>してこられる人々のことと推察いたします。(農村振興課) : ご指摘に基づき誤解を招かない表現に修正します。</p> <p>・「<u>引き戻す努力を行う</u>」 <u>引き戻すという表現に違和感、現在から昔の関心度に引き戻すのか。</u> (農村振興課) : 古来から川からの恵みと脅威の両方のバランスの中で私たちは生活していることを認識していましたが、農業用水は、琵琶湖からの逆水であったり、治水施設の整備により安心感が増し、川との関わりにおいて当事者意識が薄れたことが、川や琵琶湖を私たちの暮らしから遠いものにしてしまったと考えています。 しかしながら、ご指摘に基づき誤解の生じない表現に修正します。</p> <p>・ ‘◇不動産取引時において、「地先の安全度」「洪水ハザードマップ」等の情報が適切に提供されるよう、取り組みを進める。’ を追記されたい。(住宅課) : ご指摘のとおり追記します。</p> <p>・ 広く発信するのに「できる限り」とあえて修飾する意図は。県の進める活動にここだけ「できる限り」とされています。(農村振興課) : 1) では、地先の安全度を「さまざまな手段を用いて」と表記しており、「地先の安全度を開示すること」や「先人の知恵や経験を伝承すること」が非常に重要であることから特に修飾しています。</p> <p>・ 県のことを「滋賀県」、市町のことを「関係市町」と表現が変わっています。意図は何でしょうか。(農村振興課) : ご指摘に基づき「滋賀県」に統一します。また、ここでは地域情報や知恵を根付かせる地先の関係市町のことを言っ</p>	<p>◇地域単位の避難マップの作成や図上訓練を実施する。 ◇子供たちや若い世代、新たに地域に定住された人々に、水害の危険性や水害に備える知恵を伝える工夫をする。 ◇川沿いを歩いて川の状況を日常的に把握したり、川に関する各種活動を実施するなど、住民の川への関心を高める努力を行う。 ◇<u>不動産取引時において、「地先の安全度」「洪水ハザードマップ」等の情報が適切に提供されるよう、取り組みを進める。</u></p> <p>2) 先人の知恵から学ぶ 滋賀県は、関係市町と協働し、地域の水害経験や水害に備える知恵が将来にわたり伝承されるよう、水害経験者からの聞き取り調査を行い記録に留めるとともにできる限り広く発信します。 また、住民・事業者等が行う親しみや楽しみのある川を取り戻す取り組みは、住民が主体的に川と人との関わりを再考し、当事者意識を高め洪水に備える意識を取り戻すきっかけとなることから、滋賀県は関係市町と協働し、これらの取り組みに参画し有用な情報を提供するなど積極的な支援を行います。</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>滋賀県は関係市町と協働し、住民や事業者等が水害の備えに役立つ地域情報や知恵（体験者の経験、水害履歴など）を根付かせる取り組み（冊子や看板など形に残すなど）を<u>進めらるよう</u>、有用な情報を提供するなど積極的に支援します。</p> <p>(2) 自ら備え、判断し、行動する人々の育成（人を育てる） 滋賀県は関係市町と協働して、水害に対する地域防災力が高まるよう、以下の取り組みを進めます。</p> <p>◇出前講座、水害版図上訓練、避難訓練、学校や生涯学習の場を通じた防災教育などを継続的に実施する。</p> <p>◇研修会を開催するなどにより、指導者や地域の防災活動の中心となるリーダー等を養成するとともに、リーダー等が防災活動に専念できるよう事業者等へ協力要請などを行う。</p> <p>◇訓練等を通じて消防団員等の水防技術の向上に努める。</p> <p>◇防災ボランティアなど地域で災害時等に自ら行動できる人材を育成する。</p> <p>◇社会教育活動との連携の強化など、関係機関と連携して水害等に対する意識を高める取組を進める。</p> <p><u>住民および事業者等は、水害は必ず起こるという覚悟を持ち、普段から水害に備える人を育てるため、以下の活動を実施していくものとし、県および市町は、各種の情報提供や指導者の派遣などにより、地域の活動を支援します。</u></p> <p>◇夜間や雨天時での訓練や、流水のある水路を歩くなど、実際の避難状況がイメージしやすい訓練を実施する。</p> <p>◇携帯電話・ラジオ・杖・ロープ・懐中電灯など、避難行動に必要な道具を揃え、使い方を学習しておく。</p>	<p>ています。</p> <p>・「<u>進められるよう</u>」に修正。(大津土木) : ご指摘のとおり修正します。</p> <p>・<u>県のことを「滋賀県」、市町のことを「関係市町」と表現が変わっています。意図は何でしょうか。(農村振興課)</u> : 意図はなく事務局の不備です。ここに謝罪いたします。ご指摘に基づき「滋賀県」に統一します。また、ここでは訓練や講座を実施する地先の関係市町のことを言っています。</p> <p>・<u>住民および事業者等に以下の活動を義務づけるということでしょうか。(農村振興課)</u> : 県が義務付けを行うものではありません。流域治水検討委員会（住民会議）等で議論し整理された住民の諸活動を、市町と協働しながら支援していくものです。ご指摘の主旨を踏まえ、誤解が生じないように修正します。</p>	<p>住民や事業者等が水害の備えに役立つ地域情報や知恵（体験者の経験、水害履歴など）を根付かせる取り組み（冊子や看板など形に残すなど）を<u>進められるよう</u>、滋賀県は関係市町と協働し、有用な情報を提供するなど積極的に支援します。</p> <p>(2) 自ら備え、判断し、行動する人々の育成（人を育てる） 滋賀県は関係市町と協働して、水害に対する地域防災力が高まるよう、以下の取り組みを進めます。</p> <p>◇出前講座、水害版図上訓練、避難訓練、学校や生涯学習の場を通じた防災教育などを継続的に実施する。</p> <p>◇研修会を開催するなどにより、指導者や地域の防災活動の中心となるリーダー等を養成するとともに、リーダー等が防災活動に専念できるよう事業者等へ協力要請などを行う。</p> <p>◇訓練等を通じて消防団員等の水防技術の向上に努める。</p> <p>◇防災ボランティアなど地域で災害時等に自ら行動できる人材を育成する。</p> <p>◇社会教育活動との連携の強化など、関係機関と連携して水害等に対する意識を高める取組を進める。</p> <p><u>住民および事業者等が、水害は必ず起こるという覚悟を持ち、普段から水害に備える人を育てられるよう、滋賀県は市町と協働して、各種の情報提供や指導者の派遣などにより以下に示す地域の活動を支援します。</u></p> <p>◇夜間や雨天時での訓練や、流水のある水路を歩くなど、実際の避難状況がイメージしやすい訓練を実施する。</p> <p>◇携帯電話・ラジオ・杖・ロープ・懐中電灯など、避難行動に必要な道具を揃え、使い方を学習しておく。</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>◇環境保全活動や祭りなどの地域行事と一緒に、水防訓練や水害に関する勉強会を楽しく実施するなど、多くの人が参加しやすい工夫をする。</p> <p>◇防災活動の担い手を増やすため、自治会に属していない人に対して、地域での様々な防災活動への参加を促す。</p> <p>◇地域に水害が発生する危険性が高まっている場合は、防災活動の担い手は地域に留まり警戒活動等に従事できるよう努める。</p> <p>(3) 各地域間・各種団体間相互の協力体制の構築やネットワーク化(仲間をつくる)</p> <p>滋賀県は関係市町と協働して、各組織間で応援協定が結ばれるなど、組織同士の連携が図れるよう働きかけるとともに、各組織が交流できる場を提供します。</p> <p>市町は、国より示された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」や、県が作成した「災害時要援護者の避難支援対策マニュアル」を参考に、災害時要援護者対策の取組方針を明らかにした「避難支援プラン(全体計画)」を策定するとともに、要援護者一人ひとりの支援者と避難方法を定めた「避難支援プラン(個別計画)」の策定を、住民や福祉関係機関と連携して積極的に進めます。</p> <p><u>住民・事業者等は、地域外や異なる目的を持つ団体との協力体制を整備し、大災害時でも地域を守るよう、以下の活動に努めていきます。</u></p> <p>◇水防活動の応援や、避難所の利用、物資の支援などの連携体制を整え、あらかじめ訓練などを一緒に実施しておく。</p> <p>◇流域間、上下流、左右岸での組織間の協力体制を取り決め</p>	<p>・県のことを「滋賀県」、市町のことを「関係市町」と表現が変わっています。意図は何でしょうか。(農村振興課)</p> <p>: 意図はなく事務局の不備です。ここに謝罪いたします。ご指摘に基づき「滋賀県」に統一します。また、ここでは訓練や講座を実施する地先の関係市町のことを言っています。</p> <p>・住民・事業者等に以下の活動を義務づけるということでしょうか。(農村振興課)</p> <p>: 県が義務付けを行うものではありません。流域治水検討委員会(住民会議)等で議論された住民の諸活動を、市町と協働しながら支援していくものです。ご指摘の主旨を踏まえ、誤解が生じないように修正します。</p> <p>・「訓練などを一緒に」誰と誰と一緒に実施するのかよくわかりません。(農村振興課)</p> <p>: ご指摘に基づき修正します。</p>	<p>◇環境保全活動や祭りなどの地域行事と一緒に、水防訓練や水害に関する勉強会を楽しく実施するなど、多くの人が参加しやすい工夫をする。</p> <p>◇防災活動の担い手を増やすため、自治会に属していない人に対して、地域での様々な防災活動への参加を促す。</p> <p>◇地域に水害が発生する危険性が高まっている場合は、防災活動の担い手は地域に留まり警戒活動等に従事できるよう努める。</p> <p>(3) 各地域間・各種団体間相互の協力体制の構築やネットワーク化(仲間をつくる)</p> <p>滋賀県は関係市町と協働して、各組織間で応援協定が結ばれるなど、組織同士の連携が図れるよう働きかけるとともに、各組織が交流できる場を提供します。</p> <p>市町は、国より示された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」や、県が作成した「災害時要援護者の避難支援対策マニュアル」を参考に、災害時要援護者対策の取組方針を明らかにした「避難支援プラン(全体計画)」を策定するとともに、要援護者一人ひとりの支援者と避難方法を定めた「避難支援プラン(個別計画)」の策定を、住民や福祉関係機関と連携して積極的に進めます。</p> <p><u>住民・事業者が地域外や異なる目的を持つ団体との協力体制を整備し、大災害時でも地域を守るように、滋賀県は関係市町と協働して、住民・事業者による以下の活動を支援します。</u></p> <p>◇水防活動の応援や、避難所等の利用、物資の支援などの連携体制を整え、あらかじめ連携する組織と一緒に訓練などを実施しておく。</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>ておく。 ◇先進地域のリーダーを招いて話を聞くなど、組織間で交流し、学び合い、活動を高め合うよう努める。</p> <p>(4) 水害に強い体制の整備 (組織・体制をつくる) 1) 避難勧告基準等の明確化 市町は、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」や、県が作成した「洪水等避難計画作成支援マニュアル」を参考に、避難勧告等の発令のタイミングや対象区域を設定します。避難勧告を行うための雨量や河川・水路の水位等の判断基準は、<u>雨量・水位の管理者</u> (量水標管理者) が主体となって、国・県・市町が協働して設定します。</p> <p>河川等の管理者は、堤内外に避難判断基準となる<u>わかりやすい目印を設置する</u>などにより河川の水位を測る工夫を行い、地域自らが水防活動や自主避難の開始判断を行う水位を設定するよう努めるものとし、県や市町は地域に対し助言指導します。</p> <p>2) 情報連絡体制の充実 県は「防災情報提供システム」や「滋賀県土木防災情報システム (SISPAD)」の適正な運用や訓練を通じて、国、県、市町および防災関係機関相互の気象予警報や河川水位などの情報共有機能を高め、情報伝達が確実に行われるよう努める。 市町は、<u>浸水が想定される地域ごとに洪水予報等の伝達方法</u>について定め、伝達体制を構築します。</p>	<p>・「<u>量水標管理者</u>」が主体ではなく「<u>河川や水路を管理する者</u>」が主体となるべきではないでしょうか。 (琵琶湖河川事務所)</p> <p>・「<u>雨量・水位の管理者</u> (量水標管理者)」はおかしい。「<u>河川等の管理者</u>」でよいのでは。 (大津土木) : ご指摘のとおり修正します。</p> <p>・「<u>水位を、わかりやすい目印を設置して測れる工夫を行い</u>」に修正。 (大津土木) : 案の文章の方が分かり易いと思います。</p> <p>・<u>整理要。地元用の量水標の設置と避難判断水位等の設定のことであると思われるが、文章がわかりにくい。</u>(大津土木) : ご指摘に基づき修正します。</p> <p>・<u>地域ごとの伝達体制の整備は現実的ではなく、一定の系統で伝達する。</u> (大津市) : 水防法第15条 (および土砂法第7条) に基づく情報伝達体制の構築に関する表記をしておき、そこでは、「<u>浸水想定区域ごとに</u>」あるいは「<u>警戒区域ごとに</u>」情報伝達方法について定めるものとする事となっております。</p>	<p>◇流域間、上下流、左右岸での組織間の協力体制を取り決めておく。 ◇先進地域のリーダーを招いて話を聞くなど、組織間で交流し、学び合い、活動を高め合うよう努める。</p> <p>(4) 水害に強い体制の整備 (組織・体制をつくる) 1) 避難勧告基準等の明確化 市町は、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」や、県が作成した「洪水等避難計画作成支援マニュアル」を参考に、避難勧告等の発令のタイミングや対象区域を設定します。避難勧告を行うための雨量や河川や水路の水位等の判断基準は、<u>河川等の管理者</u>が主体となって、国、県および市町が協働して設定します。</p> <p>河川等の管理者は、堤内外に避難判断基準となるわかりやすい目印を設置することなどにより、<u>住民が河川の水位を測れる工夫を行います</u>。そのことにより、地域自らが水防活動や自主避難の開始判断を行う水位を設定するよう努めるものとし、県や市町は地域に対し助言指導します。</p> <p>2) 情報連絡体制の充実 滋賀県は「防災情報提供システム」や「滋賀県土木防災情報システム (SISPAD)」の適正な運用や訓練を通じて、国、県、市町および防災関係機関相互の気象予警報や河川水位などの情報共有機能を高め、情報伝達が確実に行われるよう努めます。 市町は、浸水が想定される地域ごとに洪水予報等の伝達方</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>また、行政から避難の情報が入らない場合でも、地域が自ら判断し自主避難ができるよう、国、県および市町は、TV、ラジオ、ホームページ、携帯電話、防災無線等多様な手段を通して、行政から住民へ河川の水位や降雨状況、避難情報などの情報が確実かつ迅速に提供される体制整備を図ります。</p> <p>住民や事業者等は、行政からの避難などの情報をみんなに確実に伝えられるよう、地域独自の連絡網の整備、半鐘や太鼓など音による伝達などの工夫に努め、訓練などを通じて確認することに努めます。</p> <p>3) 避難方法の明確化</p> <p>市町は、安全に避難できるルートや避難所を確保して住民に周知するとともに、住民が水害時の避難情報を正しく判断し行動に移せるようにするため、浸水深に応じた避難方法を洪水ハザードマップに明示していくものとし、国および県は、市町に対して技術的・財政的な支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の情報が行政から入らない場合であっても自主避難の検討や実施を求めることは理解できるが、「行政から避難の情報が入らない場合でも、・・・」に対し文末の「迅速に提供される体制整備を図ります。」は意味が通じない。 (大津市) : ご指摘に基づき、分かり易い表現に修正します。 ・住民や事業者等に整備、訓練など義務づけるということでしょうか。 (農村振興課) : 義務づけではなく、いつ起こるか分からない水害に対して訓練などを通じて備えましょうということです。 ・「半鐘や太鼓・・・」記載する必要があるのか。(大津土木) : 地域での避難ルールのひとつとして、そのような取り組みが引き継がれています。同じことを行う必要はありませんが、それに代わるルールを各地域で作ることが減災対策にとって必要であると考えます。 ・記載内容が、P20～21 とダブっている。必要か。(大津土木) : ご指摘のとおり削除します。 ・「安全に避難できるルート・・・」とは、どこからの避難を基準に示すのか。特に浸水が想定される地域における安全な避難ルートとは何をもって判断するのか。また、マップ上での明示方法がイメージできない。事案に応じて避難所を選定する必要があるが、避難時における現地の状況が想定しきれない中、市として避難路を予め設定することは非常に難しい。 (大津市) ・「・・・浸水深に応じた避難方法の洪水ハザードマップに明示・・・」とは。浸水深に応じた避難方法の明示とは如何に行うのか。 (大津市) : ご指摘の内容および(大津土木)の意見も踏まえ、削除し 	<p>法について定め、伝達体制を構築します。</p> <p>また、市町から避難勧告等の情報が入らない場合でも、地域が自ら判断し自主避難ができるよう、国、県および市町は、TV、ラジオ、ホームページ、携帯電話、防災無線等多様な手段を通して、行政から住民へ河川の水位や降雨状況、避難情報などの情報が確実かつ迅速に提供される体制整備を図ります。</p> <p>行政からの避難などの情報が住民・事業者等の間で確実に伝達されるような体制を整備することが望まれます。そのため、滋賀県は関係市町と協働して、住民や事業者が行う地域独自の連絡網の整備、半鐘や太鼓など音による伝達などの工夫に努め、訓練などを通じて確認する活動を積極的に支援します。</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>4) 避難所等の機能強化</p> <p>市町は、<u>国や県が示す想定浸水深を基準に既存の避難所を点検し、避難所の電気設備等を想定浸水深以上に設置するなどの耐水化に努めるとともに、水害時においても利用できる高層建築物等を代替避難所に指定するなどにより、<u>避難所や避難路を確保します。</u></u></p> <p>また、市町は、高齢者や障害者などの災害時要援護者が安心して避難出来るよう福祉避難所の確保に努めます。</p> <p>さらに、市町内で所要の避難所等を確保できない場合、近隣市町と応援協定を結ぶなどにより広域避難ができる体制整備を進めます。</p> <p>市町は、平素から各家庭や自治会、自主防災組織と一体となって必要な食料を確保する体制整備に努めます。県は、必要な食料について公的備蓄および流通在庫方式により確保に努めます。</p> <p>5) 自主防災組織の体制整備</p> <p>住民は、地域の自主防災を担う活発で持続的な組織をつくり、どのような水害にあっても自分たちで地域を守れるよう、以下の事項に努めます。また、事業者等は、この組織の活動に積極的に参加するよう努めます。</p>	<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 想定浸水深では何を根拠しているのかわからないため、明確にする必要がある。 (琵琶湖河川事務所) : ご指摘に基づき修正します。 ・ 「国や県が示す想定浸水深を基準に」とありますが、他の項目については想定浸水深と「地先の安全度」を基準にしていると考えますが、ここだけ違う理由があるのでしょうか。 (建築指導室) : ご指摘のとおりであり、修正します。 ・ 「水害時においても利用できる高層建築物等・・・」とありますが、津波からの避難なら理解できるが、水害からの避難、地域性から鑑みて「高層建築物」については修正した方がよいのでは。 (建築指導室) : ご指摘を踏まえ修正します。 ・ 避難路を確保する対策が書かれていない。 (大津土木) : ご指摘に基づき修正します。 	<p>3) 避難所等の機能強化</p> <p>市町は、国や県が公表している浸水想定区域図および「<u>地先の安全度</u>」に関する情報を基準に既存の避難所等を点検し、避難所等の電気設備等を想定浸水深以上に設置するなどの耐水化に努めるとともに、水害時においても利用できる複数階の<u>建築物等を代替避難所に指定するなどにより、<u>避難所等を確保します。</u></u>また、<u>自主防災組織等は、ワークショップなどの手法により、避難所等までの最も安全な避難路を検討します。</u></p> <p>市町は、高齢者や障害者などの災害時要援護者が安心して避難出来るよう福祉避難所の確保に努めます。</p> <p>さらに、市町内で所要の避難所等を確保できない場合、近隣市町と応援協定を結ぶなどにより広域避難ができる体制整備を進めます。</p> <p>市町は、平素から各家庭や自治会、自主防災組織と一体となって必要な食料を確保する体制整備に努めます。滋賀県は、必要な食料について公的備蓄および流通在庫方式により確保に努めます。</p> <p>4) 自主防災組織の体制整備</p> <p>住民は、地域の自主防災を担う活発で持続的な組織をつくり、どのような水害にあっても自分たちで地域を守れるよう、以下の事項に努めます。また、事業者等は、この組織の活動に積極的に参加するよう努めます。</p> <p>◇地域で共に行動する行事をつくり、多くの住民が参加して日頃からコミュニケーションがとれるよう努める。</p> <p>◇地域を思う熱いリーダーや担い手を中心となって、自主防</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案			
<p>◇地域で共に行動する行事をつくり、多くの住民が参加して日頃からコミュニケーションがとれるよう努める。</p> <p>◇地域を思う熱いリーダーや担い手を中心となって、自主防災を担う組織を作り運営していく。</p> <p>◇普段から水防活動や避難の判断を地域でも行えるようなルールを作っていく。</p> <p>◇他の組織との交流や、川の歴史を調べたり川で遊ぶなどの楽しみを加えた工夫をする。</p> <p>市町は、資機材の整備などに対して助成することや、地域の積極的な活動内容を紹介していくことなどにより、組織的な活動が継続されるよう支援します。</p> <p>また、河川沿いの複数集落が連合して組織を作るなど、高齢化や過疎化が進んでいる地域においても組織的な活動が継続できるよう支援します。</p> <p>(5) 的確な応急対策と復旧のための体制強化 はん濫が発生した際には、被害の拡大を防ぐための速やかな対応が重要です。</p> <p>このため、<u>国、県、市町、住民、事業者等、防災関係機関</u>は、水防計画、地域防災計画、防災業務計画の災害応急対策計画や災害復旧計画に基づく各々の役割を果たせるよう、訓練を実施するなどにより、各組織の体制の強化を進めます。</p> <p>なお、県および市町は、各組織間の連携が十分図れるよう、水防訓練や総合防災訓練等を実施します。</p> <p>表一５：水害にそなえる対策に関する役割分担</p>	<p>・「事業者等、防災関係機関」繋がりがおかしいのでは。 (大津市)</p> <p>: ご指摘に基づき誤解のない表現に修正します。</p>	<p>災を担う組織を作り運営していく。</p> <p>◇普段から水防活動や避難の判断を地域でも行えるようなルールを作っていく。</p> <p>◇他の組織との交流や、川の歴史を調べたり川で遊ぶなどの楽しみを加えた工夫をする。</p> <p>市町は、資機材の整備などに対して助成することや、地域の積極的な活動内容を紹介していくことなどにより、組織的な活動が継続されるよう支援します。</p> <p>また、河川沿いの複数集落が連合して組織を作るなど、高齢化や過疎化が進んでいる地域においても組織的な活動が継続できるよう支援します。</p> <p>(5) 的確な応急対策と復旧のための体制強化 はん濫が発生した際には、被害の拡大を防ぐための速やかな対応が重要です。</p> <p>このため、<u>国、県、市町、住民、事業者等および防災関係機関</u>は、水防計画、地域防災計画、防災業務計画の災害応急対策計画や災害復旧計画に基づく各々の役割を果たせるよう、訓練を実施するなどにより、各組織の体制の強化を進めます。</p> <p>なお、県および市町は、各組織間の連携が十分図れるよう、水防訓練や総合防災訓練等を実施します。</p> <p>表一５：水害にそなえる対策に関する役割分担</p> <table border="1" data-bbox="1570 1114 2190 1425"> <tr> <td data-bbox="1570 1114 1675 1425">国・県</td> <td data-bbox="1675 1114 1749 1425">主体</td> <td data-bbox="1749 1114 2190 1425">指定した河川における洪水予報や水位情報の通知および周知 指定した河川における水防警報の発令および通知 指定した河川における浸水想定区域の指定公表 災害に関する警報および情報等の収集および伝達</td> </tr> </table>	国・県	主体	指定した河川における洪水予報や水位情報の通知および周知 指定した河川における水防警報の発令および通知 指定した河川における浸水想定区域の指定公表 災害に関する警報および情報等の収集および伝達
国・県	主体	指定した河川における洪水予報や水位情報の通知および周知 指定した河川における水防警報の発令および通知 指定した河川における浸水想定区域の指定公表 災害に関する警報および情報等の収集および伝達			

滋賀県流域治水基本方針(案)			(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案		
国・県	主体	指定した河川における洪水予報や水位情報の通知および周知 指定した河川における水防警報の発令および通知 指定した河川における浸水想定区域の指定公表 災害に関する警報および情報等の収集および伝達 迅速な災害復旧の実施				迅速な災害復旧の実施
	支援	市町・指定地方公共機関の防災活動の援助調整 水防体制と組織の確立強化、水防に関する市町の指導		支援		市町・指定地方公共機関の防災活動の援助調整 水防体制と組織の確立強化、水防に関する市町の指導
	市町	主体		防災のための知識の普及、教育、および訓練 自主防災組織の育成指導 災害時要援護者対策の推進 災害に関する警報および情報等の収集および伝達 避難の指示、勧告および避難者の誘導ならびに避難所の開設 水防組織の整備、資機材等の備蓄 消防(水防)機関の出動、出動準備 浸水想定区域が指定された場合のハザードマップの作成配布	市町	主体
住民	主体	地域の防災活動への参加 立ち退き指示に基づく避難 リーダーや担い手を中心となって自主防災を担う組織を作り運営 水防活動や避難判断ルールを作成		住民	主体	地域の防災活動への参加 立ち退き指示に基づく避難 リーダーや担い手を中心となって自主防災を担う組織を作り運営 水防活動や避難判断ルールを作成
				事業者等	主体	市町長からの要請に基づく水防活動等への従事

滋賀県流域治水基本方針(案)			(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案		
事業者等	主体	市町長からの要請に基づく水防活動等への従事	<p>・新たに章立てした方が分かり易い。(監理課) : ご指摘のとおり章立てします。</p> <p>・誰がどの事業について評価を行うのか明らかにされたい。(大津市) : 氾濫原において施設管理者が事業を行う場合、地先の安全度を活用した設計(評価)を行うこと、あるいは施設管理者の事業に補助をする側の者が補助採択の要件として地先の安全度を踏まえた設計をしているかの審査(評価)をすることを想定しています。例えば、バイパス道路を建設する場合に、その道路管理者が、地先の安全度を活用して盛土高や配水施設などを適正に設計することが該当します。</p> <p>・政府提案にある、はん濫原管理者制度はどのように位置づけるのか。条例ではどう考えているのか。(水政課) : ご指摘のはん濫原管理者制度につきましては、「はん濫原減災対策に関すること」で位置づけようと考えています。内容につきましては、第四章3.「はん濫を一定の地域に「とどめる」対策」、4.(1)1「新しい情報を活用する」および5.(3)「水害に強い地域づくり協議会および水害に強い地域づくり計画」に示すものを中心に表記を検討しています。</p> <p>・先行して設置されている水害に強い地域づくり協議会と条例化される水害に強い地域づくり協議会とはどのような関係や位置付けとなるのでしょうか。または、先行して設置</p>	防災関係機関	主体	法令、水防計画、地域防災計画および防災業務計画に基づき活動を実施する。
防災関係機関	主体	法令、水防計画、地域防災計画および防災業務計画に基づき活動を実施する。				
<p>5. 「ながす」・「ためる」・「とどめる」・「そなえる」対策を円滑に進める方策</p> <p>(1) 「地先の安全度」に関する情報を活用した事業評価 「川の中の対策(ながす)」や「川の外の対策(ためる・とどめる・そなえる)」の計画段階で「地先の安全度」を活用して、各対策の減災効果を計量化し、<u>施設設計や事業採択に活用します。</u> 流域治水政策の進捗を点検するため、流域・はん濫原での改変行為(連続盛土構造物の設置・撤去等)の影響を定期的に調査し、「地先の安全度」の変化として広く住民に開示し、情報の共有化を図ります。</p> <p>(2) 滋賀県流域治水基本条例(仮称)の策定 本基本方針を実効性あるものにするために、主として以下の項目を定めた県条例(仮称: 滋賀県流域治水基本条例)を策定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地先の安全度の調査・公表(情報公開、見直しなど) ・流域貯留対策に関すること(雨水貯留や地下浸透対策の推進など) 			<p>■第五章「ながす」・「ためる」・「とどめる」・「そなえる」対策を円滑に進める方策</p> <p>1. 「地先の安全度」に関する情報を活用した事業評価 「川の中の対策(ながす)」や「川の外の対策(ためる・とどめる・そなえる)」の計画段階で「地先の安全度」を活用して、各対策の減災効果を計量化し、施設設計や事業採択に活用します。 流域治水政策の進捗を点検するため、流域・はん濫原での改変行為(連続盛土構造物の設置・撤去等)の影響を定期的に調査し、「地先の安全度」の変化として広く住民に開示し、情報の共有化を図ります。</p> <p>2. 滋賀県流域治水基本条例(仮称)の策定 本基本方針を実効性あるものにするために、主として以下の項目を定めた県条例(仮称: 滋賀県流域治水基本条例)を策定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地先の安全度の調査・公表(情報公開、見直しなど) ・流域貯留対策に関すること(雨水貯留や地下浸透対策の推進など) ・はん濫原減災対策に関すること(建築・土地利用規制の区域指定及び態様、連続盛土・構造物の設置協議など) ・水害に関する地域防災力向上対策に関すること 			

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<ul style="list-style-type: none"> ・はん濫原減災対策に関すること (建築・土地利用規制の区域指定及び態様、連続盛土・構造物の設置協議など) ・地域防災力向上対策に関すること ・水害に強い地域づくり協議会・水害に強い地域づくり計画に関すること (位置付けなど) 	<p>されている水害に強い地域づくり協議会は条例化により見直す必要が生じるのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">(琵琶湖河川事務所)</p> <p>: 基本方針に記載している協議会を、条例の中にも記載し、各々の圏域の流域治水政策を担う重要な組織であることを位置づけます。先行する協議会を見直すものではありません。</p> <p>・条例の中でどのように規定する予定なのか具体的にお示しください。</p> <p style="text-align: right;">(琵琶湖河川事務所)</p> <p>: まだ具体的にお示しできるものではありませんが、目的、活動内容、構成団体等を記載することになると考えています。</p> <p>・「水害に強い地域づくり計画」は協議会で検討している1つのメニューと考えますが、これのみを「特出し」する理由。「・・・協議会に関すること」で充分はないでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">(琵琶湖河川事務所)</p> <p>: 「水害に強い地域づくり」を推進するためには、各圏域が抱える課題に対して、対策を講じる必要があります。ご指摘のとおり、現在、各協議会では、各々の課題に対してWGを設置し検討を行っております。地域づくり計画WGもそのひとつであります。県では、「地先の安全度」情報に基づき人的被害が発生する恐れのある地域を優先して、「水害に強い地域づくり計画」の策定を国、関係市町、関係団体および地域住民等と協働で進め、計画を実践していくことにより、何時起こるか分からない水害に対して人的被害の発生をふせぐことが重要であると考えています。そのようなことから、「水害に強い地域づくり計画」の記載を考えています。計画を策定することだけが目的にならないよう、地域の皆さんと膝をつき合わせながら地域に根ざした「計画」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水害に強い地域づくり協議会・水害に強い地域づくり計画に関すること (位置付けなど)

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>(3) 水害に強い地域づくり協議会および水害に強い地域づくり計画</p> <p>地域住民・市町・県・国・関係機関等が協働して、流域治水対策を推進するためのプラットフォームとして水害に強い地域づくり協議会を設置します。</p> <p>家屋の流失や水没、床上・床下浸水が想定される箇所を含む地域では、これらの被害を着実に回避・軽減するため地域の特性に応じた課題を整理し、地域の特性に応じた対応策をとりまとめた計画（水害に強い地域づくり計画）の策定に努めます。特に人的被害につながる家屋の流失や水没が想定される地域では、早急に計画の策定・実施を進めていきます。</p>	<p>を作ることが重要だと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漠然とした地域防災力でなく「水害に関する」を追記。 (防災危機管理局) <p>: ご指摘のとおり修正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「プラットフォーム」は難解。 (大津土木) ・ 「プラットフォーム」一般的に認知されたカタカナ表記でしようか。「プラットフォーム（基礎組織）」あるいは単に「基礎組織」などに表記を改めてはどうか。 (農村振興課) <p>: プラットホームは、様々な人がそれぞれの目的で集い、そこからそれぞれの目的に向かって旅立っていく場のことを言っていますが、ご指摘に基づき「組織」に修正します。</p>	<p>3. 水害に強い地域づくり協議会および水害に強い地域づくり計画</p> <p>地域住民・市町・県・国・関係機関等が協働して、流域治水対策を推進するための組織として水害に強い地域づくり協議会（または、水害・土砂災害に強い地域づくり協議会）を設置します。</p> <p>家屋の流失や水没、床上・床下浸水が想定される箇所を含む地域では、これらの被害を着実に回避・軽減するため地域の特性に応じた課題を整理し、地域の特性に応じた対応策をとりまとめた計画（水害に強い地域づくり計画）の策定に努めます。特に人的被害につながる家屋の流失や水没が想定される地域では、早急に計画の策定・実施を進めていきます。</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
----------------	---------------	------------